

消防の動き



2016
5
No.541

- 平成27年度救急業務のあり方に関する検討会報告書の概要
- 山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル等の概要
- 地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する報告書の概要
- 消防大学校における教育訓練等に関する検討会報告書の概要



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1	平成27年度救急業務のあり方に……………	4
特報2	山岳救助活動時における消防機関の……………	10
特報3	地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に……	13
特報4	消防大学校における教育訓練等に……………	15

平成28年5月号 No.541

巻頭言 災害に強く安心して生活できるまちづくりに向けて
(広島市消防局長 山崎 昌弘)

Report

平成27年(1月～12月)における火災の概要(概数)……………	18
消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会報告書の概要……………	20

Topics

平成27年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)の開催……………	21
平成28年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表について……………	22
「『民泊サービス』を提供する場合の注意喚起リーフレット」を作成しました……………	23

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数(平成28年4月1日現在)……………	24
--------------------------------	----

先進事例紹介

消防団の充実強化に係る様々な取組について(秋田県 大館市消防団)……………	26
静岡地域の広域化……………	28
常に変化に対応し、住民の期待に応える消防(静岡県 静岡市消防局) 「伝える広報」から「伝わる広報」へ(兵庫県 神戸市消防局)……………	30

消防通信～望楼

奈良県広域消防組合高田消防署(奈良県)／田川地区消防本部(福岡県)……………	32
三郷市消防本部(埼玉県)／湖南広域消防局(滋賀県)	

消防大学校だより

平成28年度 消防大学校フォーラム及び特別講習会の開催……………	33
消防研修第99号(特集:住宅防火)の発行……………	34

報道発表

最近の報道発表(平成28年3月24日～平成28年4月22日)……………	35
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知(平成28年3月24日～平成28年4月22日)……………	36
広報テーマ(5月・6月分)……………	36

お知らせ

風水害に対する備え……………	37
e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ……………	39



■ 表紙
本号掲載記事より

災害に強く安心して生活できるまちづくりに向けて



広島市消防局長 山崎 昌弘

平成28年4月10日、11日に開催されたG7広島外相会合は、関係機関の多大なる御協力を得て、無事終了いたしました。特に、岡山市消防局様からは、特殊災害対応隊の応援派遣もいただきました。紙面を持ちまして、皆様方に改めて御礼申し上げます。

さて、本市では、「災害に強く安心して生活できるまちづくり」に向けて様々な事業を展開しておりますが、ここでは、平成28年度の消防局の主要な事業を御紹介したいと思います。

一つめは、「(仮称)少年消防クラブひろしま交流会の開催」です。将来の地域防災の担い手を育成することを目的に、少年消防クラブ員が各種訓練やアトラクションを通じて他地域の少年消防クラブ員との親交を深めるとともに、防災意識の向上を図ります。

二つめは、「消防通信指令管制システムの更新整備」です。運用開始から13年を迎える現システムの課題を解消するとともに、他の情報システムとの連携や最新の情報通信技術を活用し、より円滑な消防活動を進めるものです。平成31年度中の運用開始を目標に、今年度は昨年度に行った基本設計を踏まえ、システム構成の決定や調達方法の検討を行います。

三つめは、「消防訓練施設の整備」です。火災件数の減少等に伴い、災害現場での活動を通じて職員が応用技術を習得できる機会が減少傾向にあるとともに、職員の大量退職によるベテラン職員の減少により、若手職員への技術指導が困難な状況になりつつあることから、災害現場と同様の環境で消火・救助等の訓練が実施できる施設を整備し、消防活動能力の向上と災害による被害の軽減を図るものです。

四つめは、「査察執行体制の充実・強化」です。昨年10月に市内中心部の繁華街において発生した飲食店火災を踏まえ、不備を有する防火対象物への指導強化、特に重大な消防法令違反、長期継続違反に対する徹底した違反処理を行うとともに、実効性のある指導を行うため職員の査察技術の向上を図ります。

この他にも、救急車内で傷病者の動画像や心電図等を医療機関に伝送することができる「救急画像伝送システムの更新に向けた検討」や「女性が活躍できる職場環境づくり」にも新たに取り組むこととしています。また、「消防団の活性化」や「救急車の適正利用の推進」なども継続的に取組を進めています。

社会情勢が変化していく中、皆様からの消防行政に対する要求も多様化しておりますが、それらを的確にとらえながら、市民の方が安全で安心して暮らせるよう、職員一丸となって尽力してまいります。

平成27年度救急業務のあり方に関する 検討会報告書の概要

救急企画室

1 はじめに

消防庁救急企画室では、増加を続ける救急需要に対して円滑な救急業務を行うことを目的に「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会」（座長：山本保博 東和病院院長）（以下「検討会」という。）を開催しました。検討会では、救急業務を取り巻く諸課題やその対応策について、有識者を交えて4回にわたり検討を行いました。今回、平成28年3月にまとめられた検討会報告書の概要についてご紹介します。

1. 検討会開催の背景と目的

平成28年3月に消防庁が公表した、平成27年中における全国の救急出動件数の速報値では、救急自動車による救急出動件数は約605万件、搬送人員は約546万人で、いずれも過去最多を更新しました。また、病院収容所要時間（119番通報から病院等に収容するまでに要した時間）についても年々増加しており、平成26年中の確定値では前年より0.1分延伸し、過去最長の39.4分となりました。

そのような中、検討会では課題解決に向けて図表1のように検討項目を設定し、検討を行いました。（WG＝ワーキンググループを開催し検討）

図表1 平成27年度救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目

- 高齢化の進展等を背景として救急需要が増大し、病院収容時間が延伸する一方、救急隊の増加には限界があり、今後、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくためには、
 - ① 限りある社会資源を賢く活用し、公正に配分するとともに、
 - ② 救急業務の質の向上を通して適切なサービスを提供し、救命率の向上を図ることが必要。

以上①②の目標を達成するため、以下の事項について検討を行う。

目標① 関連

- 社会資源の有効活用の視点から、消防機関外の資源の活用を推進するとともに、関係機関との連携を強化する。
 - 新規** I. 消防機関以外の救急救命士の活用
消防機関に属しない救急救命士が、救急隊に引き継ぐまでの処置等を担う仕組みを検討
 - 新規** II. 救急車の適正利用の推進
限りある搬送資源を、緊急性の高い事案に優先して投入するため、救急車の適正利用を推進する
 - 継続** III. 緊急度判定体系の普及（WG設置）
社会全体へ緊急度判定体系の普及を促進し、救急医療資源を有効活用することにより、緊急性の高い傷病者を確実に搬送

目標② 関連

- 消防機関内部で救急業務の質の向上に向けた取組を推進し、適切なサービスを提供する。
 - 新規** IV. 個別事案の分析による、搬送時間延伸の要因の解決
精神疾患、独居高齢者の搬送等、現場対応が困難な事例について個別に調査分析
 - 継続** V. 救急業務に携わる職員の教育（WG設置）
指導救命士の養成に係るテキストの完成
 - 新規** VI. 蘇生ガイドラインの改訂への対応・救急隊の編成基準の見直しに伴う応急処置の範囲等の検討（WG設置）
一般市民・救急隊・通信指令員が行う応急処置等に関する各種要領等の改訂
 - 継続** VII. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応
外国人対応や熱中症対策等に関する課題について詳細な実態調査に着手し、具体的な方策について取りまとめる



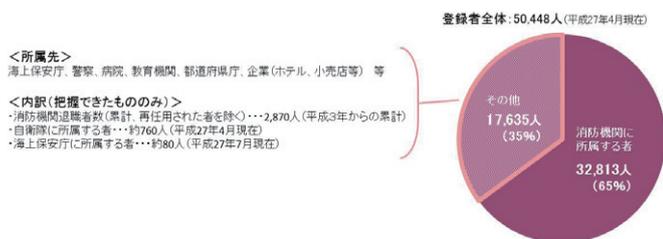
2. 各検討事項の概要

(1) 消防機関以外の救急救命士の活用

救急救命士は、病院前救急医療の担い手として平成3年の法整備により誕生し、平成27年4月末現在、その登録者数は50,448人となっています。しかし、業として救急救命処置を行うことができるのは、原則として救急用自動車の中とされている（救急救命士法第44条第2項）ため、救急救命士のうち消防機関に属しない者（17,635人、35%）の中には、救急救命士のスキルを有効に活用できていない者がいる状況にあります。

体制の確保など救急救命士の質の確保、地域MC協議会におけるプロトコルの共有・調整が必要であると考えられます。また、在宅療養等の場面を含む様々な場面で消防機関以外の救急救命士を活用する場合に確保すべき条件については、今後、救急救命士の活用により期待される効果を関係者間で幅広く議論する中で、地域ごと、活用場面ごとに確保すべき特有の条件も併せて検討することが望まれるとされました。

図表2 救急救命士数、所属先機関



(2) 救急車の適正利用の推進

頻回利用者への対応方策、転院搬送における救急車の適正利用の促進を図る方策、消防機関の救急車以外の搬送資源の活用について検討し、併せて、検討の参考とするため、海外事例調査及び消防機関に対する実態調査が行われました。

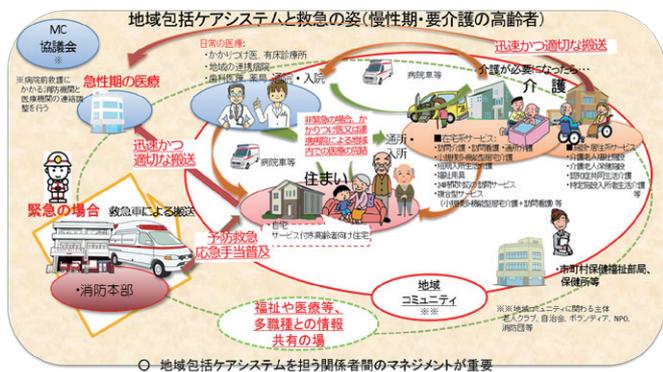
消防機関以外の救急救命士の活用が期待される場面としては、地域包括ケアシステムを担う多職種連携の中に救急救命士が加わることなどが考えられ、日常的な見守りや応急手当の普及、救急搬送の支援等が期待されます。

頻回利用者については、消防機関への調査において、特に効果のある対策として、「家族、親族への説明と協力要請」、「保健福祉部局や医師による説得」、「関係機関との対策会議、情報共有」が挙げられました。頻回利用者については、個別の事案ごとに頻回利用に陥る事情は様々であり、事案の性質に応じた対策が必要とされるため、日頃から地域の医療機関や保健福祉部局等、関係者と情報交換を行い、それぞれの事案について効果的な対策を検討しておくなど、きめ細かな取組が必要であると示されました。

また、大規模施設・大規模イベント等での活用や、いわゆる「役場救急」において、より適切な搬送サービスを提供するための活用などが考えられます。

転院搬送については、全救急出動件数の1割弱を占め、全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、平成27年6月には全国消防長会からも適正化の要望がありました。消防庁は、厚生労働省と連携して、救急業務として行う転院搬送について定めたガイドラインの作成を行い、都道府県及び各消防本部に示す必要があります。そのうえで、各地域において、関係者間で十分に議論し、合意形成を行った上で、地域の実情に応じたルール化を行うことなどにより、転院搬送における救急車の適正利用を推進することが期待されるとされました。

図表3 地域包括ケアシステムと救急の姿(慢性期・要介護の高齢者)



消防機関以外の救急救命士を活用するに当たっては、地域や活用場面に関わらず、救急救命士の救急救命処置に対する医師のコントロール下での質の担保、消防機関との適切な連携体制の確保、事後検証

<ガイドラインの例>

- 緊急に搬送する必要があること
- 高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等の専門医療が必要な傷病者又は緊急に手術もしくは検査が必要な傷病者であること
- 患者等搬送事業者、医療機関が所有する救急用自動車等、他の搬送手段の利用が不可能であること
- 要請元医療機関が、あらかじめ転院先医療機関を決定し受け入れの了解を得ておくこと
- 要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として、医師又は看護師が同乗すること

以上の要件を医師が確認した上で、転院搬送依頼書を提出してもらう。 / 等

なお、傷病者の迅速な受け入れのために消防機関と医療機関との間で一定のルールを設定している場合や、医療機能の分化・連携の進展の状況など、地域の事情も考慮する必要がある。

消防機関の救急車以外の搬送資源については、消防機関が認定する患者等搬送事業者や、医療機関が保有する患者等搬送車（いわゆる病院救急車）が挙げられ、緊急性のない傷病者の移動や転院搬送に活用されることが期待されるとされました。また、地域包括ケアシステムを構築していく中で、自治体が患者等搬送事業者と連携し、地域の病院への転院搬送に活用し、在宅療養している市民の医療を可能な限り地域内で完結させるような取組が推進されているため、こうした場面においても患者等搬送事業者等を積極的に活用していくことが期待されるとされました。

救急業務の一部有料化については、消防本部へのアンケートの中で、生活困窮者等が救急要請を躊躇するのではないか、有料・無料の区別・判断が難しい、傷病者とのトラブルが増加するのではないか、料金徴収等に係る事務的負担が増加するのではないかなど、様々な懸念事項が挙げられました。仮に救急業務の一部有料化を導入しようとする際には、料金徴収の対象者の範囲をどうするか、対象者の決定には医師による判断が必要ではないか、料金の額や徴収方法をどうするか等、多くの課題について、国民的な議論の下で検討し、そのコンセンサスを得なければならず、救急業務の一部有料化については、引き続き慎重な議論が必要であり、まずは、救急電話相談事業の普及や転院搬送の適正化などの救急車の適正利用の推進等、直ちに取り組むべき対策を実施すべきであると示されました。また、傷病程度のカテゴリ名については、現行のカテゴリが初診時の診断において必要とされる入院加療の程度を示したものであり、緊急搬送の必要性を判断する「緊急度」の概念とは異なることから、呼称について見直しの検討を行うことが望ましいとされました。

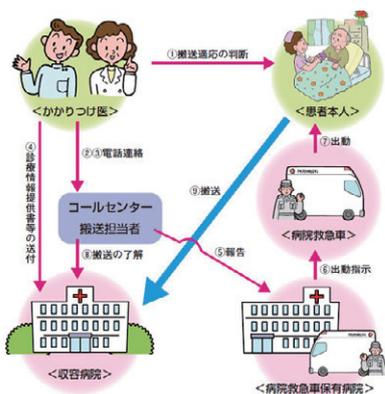
(3) 緊急度判定体系の普及

救急電話相談事業は全ての医療関係者に効用をもたらし、高齢化社会・人口減少社会における地域包括ケアシステムにとって重要な役割を担う可能性があります。事業の立ち上げには一定の期間を要するため、県の衛生主管部局及び消防防災主管部局等は、本報告書にある「救急電話相談事業の施策効果事例集」「救急電話相談事業の新規立ち上げ経緯（福岡県）」を参考にしつつ、迅速に検討を開始することが期待されるとされました。

また、#7119事業と#8000事業との連携については、趣旨・体制等の違いに留意しつつ検討を深めることが望まれること、消防庁は、都道府県等に対して導入に向けた検討を深める必要があり、補助制度や#7119の使用要件等についても周知することが望まれるとされました。

救急車利用リーフレットについては、513消防本部が活用し、ユニークな取組が展開されており、新たに取り組む際の参考として「救急車利用リーフレットの活用事例集」が示されました。

図表4 病院救急車の活用の事例（葛飾区）



(出典) 葛飾区医師会ホームページ

また、救急受診ガイド2014年版については「Web・スマホ版救急受診ガイドの取組事例集」を参考にWeb版等のツールの多様化とともに更なる展開が期待されるとされました。

図表5 大阪市消防局「小児救急支援アプリ」



救急受診ガイドを普及させていくためには、ライフステージと「場」に最適化した普及啓発資材パッケージの開発や消防職員が応急手当講習等で使う普及啓発資材等の開発、「救急受診ガイド2014年版」の利用者目線の改定が望まれるとされました。

また、緊急度判定体系の普及のため、緊急度判定体系の概念の説明について検討するとともに、習熟度に応じた説明を行うため、まずは市民に対して「知る」機会を提供しながら、「安心」といったキーワードをもとに自己効力感を育んでいくことが必要であるとされました。今後、消防関係者及び保健医療行政関係者は、本報告書に示した普及方策等における基本的な方向性を参考にしつつ、緊急度判定体系の普及に努めることが期待されると示されました。

(4) 個別事案の分析による、搬送時間延伸の要因の解決

在宅独居・施設入所の高齢者、精神疾患患者、頻回利用者等について、搬送時間の延伸要因と対応策について消防本部に聞き取り調査を行った結果、搬送時間が延伸する事案については、多くの場合、消防だけではなく、市町村の福祉担当部局による対応や地域包括支援センター等との連携により対応して

いることが分かりました。

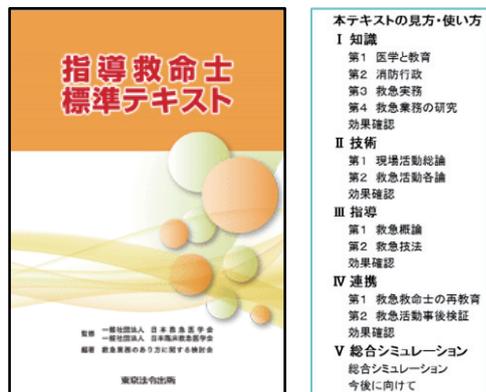
今後、類似の事案の増加が想定される中、消防機関においては、行政の福祉担当部局や地域包括支援センター、医療機関等との情報交換の場等を通じた「顔の見える関係」の構築、地域ケア会議等での個別事案の検討など、地域の関係機関との連携強化が求められます。その際、消防機関ではメディカルコントロール協議会の事後検証等を待たずとも、必要な場合は迅速に関係機関へ情報提供することが重要であり、消防機関内でも救急隊同士や指令センター等との情報共有を適宜図る体制の構築が望まれます。また、救急に携わる医療機関においても、診察結果や福祉の対応が必要である旨を消防や福祉関係機関に提供するなど、積極的な協力が期待されると示されました。

(5) 救急業務に携わる職員の教育

本年度は、平成26年度の検討会報告書において骨子版が示された「指導救命士の養成に係るテキスト」について、編集作業、監修作業等を進め、完成版が作成されました。



図表 6 指導救命士の養成に係るテキスト



指導救命士の認定の実態について、アンケート調査を行ったところ、平成27年8月1日の時点で認定を行っているのは6県、指導救命士を配置しているのは38消防本部、配置人数は合計93名にとどまりました。

今後は、まず指導救命士の認定者数拡大に向け、消防本部やMC協議会に対する情報発信や働きかけ等の取組を進める必要があるほか、消防本部における指導救命士の位置付けや果たすべき役割の明確化、都道府県MCにおける指導救命士認定開始に向けた取組の検討を促すことが重要であると示されました。

また、指導救命士の役割のひとつとして、救急救命士の再教育（2年間で128時間以上）のうち、病院実習（2年間で48時間程度）を除いた日常的な教育（2年間で80時間相当）は、医師による医学的裏付けを確保した上で、指導救命士が行うことができることを消防庁が各MC協議会・消防本部に対して示すことが適当であると示されました。他方で、中長期的な視点からは、指導救命士のあり方に関する継続的な改善や質の向上に向けた検証を進めることが重要であると示されました。

(6) 救急蘇生ガイドラインの改訂への対応・救急隊の編成基準の見直しに伴う応急処置の範囲等の検討

① JRC蘇生ガイドライン2015改訂への対応

ガイドライン2015の改訂では、一般市民及び救急隊員が行う心肺蘇生の変更点について全国へ周知が求められるとともに、特に、心停止の認識が強調されていることから、今後、通信指令員の救急に係

る教育を充実することが必要であるとされました。

教員に対する応急手当普及員養成講習については、教員が指導技術を持つ専門職であることなどを踏まえると、教員に対する応急手当普及員養成講習の時間を短縮し、実施することも可能であると示されました。

他の地域で応急手当普及員等を取得した者の扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の要綱に基づく講習であれば、転居等で不利益が生じないように、他地域で認定を受けている者についても当該消防本部が認定したものとみなしても差し支えないとされました。

また、講習体系の変更については、訓練用資機材を充実させることで効果的な講習を行う事ができ、講習の質を確保できる場合は、各消防本部の判断により時間短縮を可能とすることが適当であるとされました。ファーストエイドについては、ガイドライン2015の記載内容を参考に、特別な資格を持たない市民でも安全に実施できる内容を上級救命講習の指導内容に反映することが求められると示されました。

図表 7 JRC蘇生ガイドライン2015の主な変更点と追加点

JRC蘇生ガイドライン2015主な変更点と追加点		
	G2010	G2015
心停止の認識	・傷病者に反応がみられず、呼吸をしていない、あるいは死戦期呼吸の傷病者に対してはただちに、胸骨圧迫を開始する。	・心停止かどうかの判断に自信が持てない場合も、心停止でなかった場合の危害を恐れずに、ただちに胸骨圧迫を実施する。 (以下、追加点) ・非心停止傷病者に対して、胸骨圧迫を開始したとしても重篤なリスクは生じない。 ・119通報をした救助者は、通信指令員から心停止の判断とCPRについて口頭指導を受けることができる。なお、反応の有無について迷った場合も、119通報して通信指令員に相談する。
人工呼吸	・人工呼吸ができる場合は、30:2の比で胸骨圧迫に人工呼吸を加える。	・人工呼吸の訓練を受けており、それを技術と意思がある場合は、30:2の比でCPRを実施する。
胸骨圧迫	・胸骨圧迫のテンポは1分間に少なくとも100回。 ・胸骨圧迫の深さは少なくとも約5cm ・人工呼吸時など、胸骨圧迫の中断時間は最小にすべきである。	・胸骨圧迫のテンポは1分間に100～120回 ・胸骨圧迫の深さは約5cm(ただし6cmを超えない) ・人工呼吸時など、胸骨圧迫の中断時間は10秒未満にする。
通信指令員の検討	・通信指令員が心停止を見分ける能力を高める方法と教育方法を検討すべきである。	・通信指令員は、傷病者に反応がなく、正常でない呼吸をしているかどうか確認し、反応がなく、呼吸が正常でない場合は、通報時点での傷病者が心停止であるものとみなすことは理にかなっており、その状態を見分けるための教育を受けることを推奨する。この教育には死戦期呼吸の重要性を含めるべきである。
実践的アプローチ	記載なし	・成人と小児の院外心停止に対する救命処置終了後に、救助者に対し、デュータに基づいて、救命処置の質に焦点を当てたデブリーフィング(振り返り)を行うことを提案する。
ファーストエイド	記載なし	・急な病气やけがをした人を助けるためにとる最初の行動である「ファーストエイド」の章を新たに設けて、その普及のための教育の必要性に言及した。

畑中 哲生委員提供資料

② 地方分権改革閣議決定に伴う救急隊の編成基準の検討

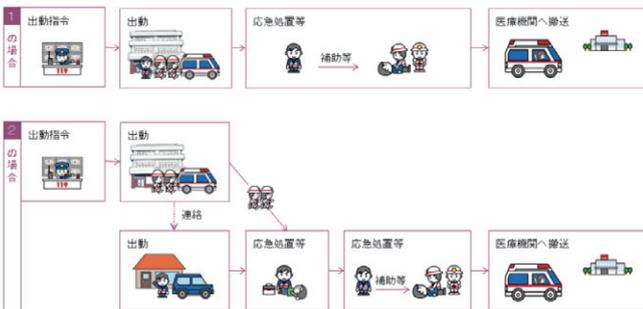
地方分権改革の提案募集における愛媛県西予市からの提案を受け、「過疎地域等において必要な救急体制を確保できるよう、救急業務を3名以上で実施する体制を維持する中で、安全性を確保しつつ、業務の一部を消防職員以外の者に行わせるなどの方策について検討」することが閣議決定されたことから、本検討会のワーキンググループにおいて、救急業務

の一部を担う消防職員以外の者が実施可能な応急処置等の内容や教育内容について、検討しました。

消防職員以外の者が行う応急処置等の内容については、現場において、救急隊3名のうちの1人として役割分担して行う必要がある処置等（担架搬送、CPRの連携等）、現場に先着した場合に、救急車が到着するまでの間に1人で緊急に行う必要がある処置等（CPR等）を行うことができるようにするための教育・訓練を最低限の基準とし、その他救急隊として活動する上で習得しておくことが必要となる事項が選定されました。

今後、消防庁においては、本検討会における検討内容を踏まえ、導入する地域の要件や消防職員以外の者に係る身分上の要件等について整理し、必要とされる具体的な制度改正等に速やかに着手することが求められるとされました。

図表8 一定の訓練を経た消防職員以外の者を含めた救急活動



(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

昨年度の検討会では、外国語対応・コミュニケーションの問題（文化・宗教含む）、熱中症対策の強化、多数傷病者発生時の対応、感染症対策等を課題として挙げ、考えうる対応策について、方向性が示されました。今年度は、それぞれの課題への対応策について、実態調査等を踏まえて、各消防本部や関係機関において実施可能な具体的方策と、その他関係機関と連携して取り組む課題について検討されました。

多言語コミュニケーションへの対応について、各消防本部は多言語コミュニケーションツールや多言語音声翻訳システム、今回新たに作成した訪日外国人のための救急車利用ガイド（英語版）などの取組を参考としつつ、地域の実情にあわせ検討することが期待されるとされました。

図表9 多言語コミュニケーションツールの活用事例

○コミュニケーションボード

東京消防庁

・会話が困難な傷病者や聴覚・言語障害のある者など文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、イラストや文字を指さすことで自分の意思や症状を伝えるツールを活用している消防本部の事例があった。



大規模イベント等開催時における多数傷病者発生時への備えとしては、イベントの計画段階から、イベント主催者や行政の担当部局等に対して熱中症対策を求めていく必要がある、感染症など災害発生時に迅速な活動を可能とするために、事前のマニュアル策定、関係機関間での協定締結等を進めていく必要があるとされました。

外国人を含めた多くの方に応急手当講習を受講してもらうには、効果的な普及方策をとる必要がある、市長部局の観光担当部局、スポーツ振興担当部局等と適切に連携することが求められるとされました。

諸外国における大規模イベントでは、医療救護所等の救護施設を設置するなど万全の医療体制を構築すること等により、消防機関への救急要請が抑制されていることが示され、危機管理対策として救急車の増台や救急隊員の増員などの消防機関側の対策に加え、オリンピック指定病院の指定や競技場周辺の医療救護所の設置など医療機関側の対策も重要であるとされました。

2 おわりに

平成27年度の検討会において、救急車の適正利用の推進や個別事案の分析による搬送時間延伸の要因の解決など、継続して検討が重ねられている課題について、更に前進した提言がまとめられました。これを受け、消防庁では、転院搬送における救急車の適正利用の推進や救急電話相談事業（#7119）の普及の促進に関する通知等を発出し、各都道府県、消防本部における取組を促しているところです。

しかしながら、急速に進展する高齢化の問題をはじめ、救急業務を取り巻く様々な課題は多様化しており、今後もあらゆる側面から課題解決に向けた検討が求められるとされています。

問合わせ先

消防庁救急企画室 高川
TEL: 03-5253-7529



山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル等の概要

参事官

1 はじめに

消防庁では、平成26年9月に御嶽山噴火災害が発生したことや、8月11日が「山の日」として国民の祝日となり山を親しむ機会が増え、山岳遭難事故の増加が懸念されることを受けて、平成10年度に策定された「山岳事故」の救助活動要領を見直し、噴火災害への対応を含む全ての山岳事故における消防機関の安全かつ効率的な活動に資するよう「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会」を開催し、1カ年にわたって検討してきました。検討の結果、「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル」及び「山岳（山間地）救助活動調査報告」として取りまとめましたのでお知らせいたします。

2 検討会の体制等

(1) 検討会の体制

検討会委員 (五十音順)

	氏名	所属・役職
	磯野 剛太	公益社団法人日本山岳ガイド協会 代表理事 理事長
	大城 和恵	社会医療法人孝仁会 心臓血管センター北海道大野病院 循環器内科医師
座長	小林 恭一	東京理科大学総合研究院 教授
	込山 忠憲	長野市消防局 次長兼警防課長
	鈴木 正志	置賜広域行政事務組合消防本部 統括主幹
	立石 信行	全国消防長会 事業部事業企画課長
	長岡 健一	公益社団法人日本山岳ガイド協会 国際山岳ガイド (兼) 独立行政法人日本スポーツ振興センター国立 登山研修所 主任講師・専門調査委委員 (兼) ゼネラル・マウンテンガイド・アカデミー 代表
	名取 和雄	静岡市消防局 参与兼警防課長
	萩森 義男	東京消防庁 警防部救助課長

	平本 隆司	東京消防庁 警防部特殊災害課長
	星野 真則	独立行政法人日本スポーツ振興センター 国立登山研修所専門職
	町田 幸男	公益社団法人日本山岳協会 遭難対策委員会 副委員長
	松井 孝博	富山県防災航空センター 副主幹
	百瀬 渉	松本広域消防局 警防課長

(2) 検討の経過

回数	開催日	主な議題
第1回	平成27年7月28日	・検討会の進め方 ・事例報告
第2回	平成27年10月5日	・国内消防本部の山岳（山間地） 救助活動調査の報告 ・抽出された課題への対応方針の 検討
第3回	平成27年12月3日	・対応方針に基づく標準的な活動 マニュアルの検討 ・救助技術の高度化等検討会報告 書骨子（案）の検討
第4回	平成28年2月17日	・救助技術の高度化等検討会報告 書（案）の検討

3 検討会の背景・目的

昨今の登山ブームに加え、8月11日が「山の日」として国民の祝日となり、山に親しむ機会が増えるとともに山岳遭難事故の増加も懸念されること。

また、平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害では、多くの登山者が巻き込まれ過去に例のない死傷者が発生する事態となり、救助活動においても、山岳という特殊な環境と噴火災害による二次災害の発生する危険性が高い中での活動を余儀なくされ、多くの検討課題が見いだされました。

これらのことを踏まえ、山岳救助活動に共通する基本事項から噴火災害といった特殊事項まで、安全・確実な山岳救助活動が実践できるよう検討を行いました。



4 検討事項

現場指揮本部における関係機関との連携(情報の共有、連携活動での留意事項等)、効率的な検索、救助要領、資機材の効果的な活用方法(検索箇所の決定、救助方法、搬送要領等)、安全管理の視点と手法(安全管理上の留意事項、活動における受傷防止及び体調管理等)、御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動における特殊事項(噴火災害における隊員の安全管理、健康管理、装備の充実等)について検討を行いました。

5 検討方法

検討事項について、基本的な山岳救助活動と御嶽山噴火災害での特殊事項に区分し、近年発生した国内での山岳救助事例について、約500消防本部に対しアンケート調査を行い、災害事例等における教訓や課題を抽出するとともに、これに対応した取組や新たな技術・手法に関する調査を実施しました。併せて、御嶽山噴火災害時における各消防機関の活動内容や活動障害、課題・教訓等を整理し、また、海外での山岳救助技術や山岳医療に関する文献調査を行い、こうした調査結果に基づき検討会において、有識者、消防機関、山岳の専門家による議論、検討を行いました。(検討会委員参照)

6 「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル」の概要

平成10年度に策定された山岳事故における救助活動要領を見直し、以下の内容を新たに山岳救助活動マニュアルとして取りまとめることで、山岳救助活動及び噴火災害における消防機関の救助活動能力向上を目指したものです。

(1) 事前対策

ア 協力体制の構築

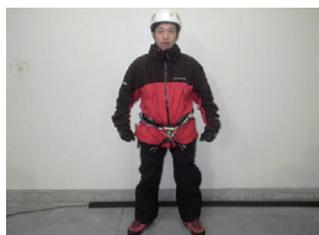
山岳地における救助活動では、先ず山岳地の環境を理解し、登山の基礎的技術及び救助活動の基本的技術を習得していることが前提となり、それらを踏まえ、管轄する山岳地の特性に応じた登山技術が必要になる。

また、平時から警察、森林組合、民間登山グループ、山岳会、猟友会等の関係者と情報共有を図り、事故発生時の協力体制を事故発生前から構築しておくことが必要である。

イ 装備品・資機材の確保

山岳救助活動では、気象条件に対応した登山装備

が必要になる。さらに事故状況により必要な救助資機材も変化するとともに、資機材を人力のみで長距離搬送しなければならないことも想定されることから、携行する資機材の特性等を踏まえ、状況に応じて必要最小限の資機材を選定し、活動しなければならない。



(2) 現場指揮本部の設置・運営

ア 現場指揮本部の設置

事故の実態把握、活動方針の決定、部隊指揮、応援要請、現場通信等を円滑に行うため、現場指揮本部を設置するとともに、災害規模等に応じて関係機関と協議のうえ合同調整所を設置する。

イ 現場指揮本部長の任務

現場指揮本部長は、事故全体の状況を把握し、隊員の安全管理に配慮した具体的な活動方針を決定する。また、合同調整所が設置された場合は、調整会議等に参画し他機関と連携した救助体制を構築すること。

(3) 現場活動要領

ア 救助隊長の任務

救助隊長は、現場指揮本部長の決定した活動方針を隊員に周知徹底するとともに、要救助者を安全かつ効率的に救助するため、隊員の安全管理を図りつつ救助方法を決定する。

イ 入山ルート及び検索要領

入山から要救助者を搬送しながらの下山を考慮した体力管理が必要になる。沢や尾根への進入、積雪等も考慮し、必要に応じて安全監視員の配置や自己確保を設定しながら活動する。検索は活動拠点を設定し、現場指揮本部において決定された検索範囲・検索時間・班編制を周知徹底した後に活動を開始する。検索終了後には再度活動拠点へ集結し、検索漏れや重複等がないよう確認すること。

ウ 消防防災ヘリ等との連携

ヘリコプターの特性を活かし、効



率的な救助活動を行うため、地上からの誘導要領等を事前に関係機関と調整するとともに、ヘリとの連携活動において留意すべき事項を把握し、活動することが必要である。

(4) 安全管理

ア 厳守事項等

厳しい環境下での活動のため、二次災害発生の危険性も高い。活動中の道迷いや、谷、ガレ場等における活動について留意すべき事項を踏まえ、隊長及び隊員はそれぞれ必要な安全管理を徹底する。



イ 健康管理面から見た安全管理

山岳地という特殊環境の厳しさを踏まえ、健康管理に十分留意する。隊長及び隊員は、常に互いの様子を確認し合うことが重要である。熱中症、低体温症、凍傷、高山病の症状、予防対策、応急処置を正確に把握して、要救助者及び自身の安全管理を図ること。

(5) 噴火(火山) 災害への対応

ア 事前対策

管轄区域内の火山の特徴等を把握するとともに、気象庁から発表される噴火に関する噴火警報・噴火速報・火山の状況に関する解説情報を参考に、事前対策を講じること。



イ 活動要領

(ア) 現場指揮本部の設置・運営

噴火(火山)災害では、噴石や火砕流の発生など様々な噴火現象があり、いずれにおいても避難までの時間的猶予がほとんどなく、救助活動の実施は極めて困難である。関係機関との情報共有を十分に図り、撤退の判断や避難経路、避難場所の確認等、安全確保に主眼を置いた活動方針の決定を行うこと。



御嶽山噴火災害では、政府の非常災害現地対策

本部及び長野・岐阜両県の災害対策本部が連携し各活動判断基準が作成され、火山活動や降雨等の基準に照らして活動可否の判断がされている。各隊に対して判断基準を周知するとともに、各隊からも活動判断に結びつく情報を入手し、災害対策本部等に報告すること。

(イ) 救出救助活動等

再噴火に備え常に噴火口の位置や周囲の状況を把握し、必要に応じてフィクス線を設定するなど退路を確保することが必要である。また、安全監視員を指定し、火山性ガスの計測や火山活動の状況を注視させる。異常が認められた場合には直ちに各隊員に伝達できる措置を講じること。

ウ 安全管理

火山ガス、火山灰、噴石等への対応として、ガス検知や防毒マスク等の資機材を装備させる。また、火山専門家や気象庁による観測データをもとに災害対策本部等が決定した活動中止判断基準に応じて、速やかに待避等を実施する。



7 おわりに

本検討会は、山岳救助活動において、消防機関が救助活動を安全かつ効率的に実施するための活動マニュアルを策定するため、1カ年にわたって検討を行いました。本稿ではこれまでの検討成果の一部を紹介しました。報告書は、全国の消防本部に周知するとともに、消防庁ホームページ(※)に掲載しており、ダウンロードも可能です。

本報告書が各消防本部における噴火災害を含む山岳遭難事故等への対応要領やマニュアルなどの検討、検証の実施に活用され、その対応能力の向上を図る契機となることを期待しております。

※消防庁ホームページ

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/ontake/04/houkokusyo.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付
担当：新村補佐、石川係長、若田部事務官
TEL: 03-5253-7507

地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する報告書の概要

危険物保安室

1 はじめに

近年、中山間地域等の給油取扱所においては、顧客の来店が極端に少なく、かつ従業員数の確保が難しい等の問題をかかえている状況にあり、地域特性に応じた効率的な給油取扱所の運用形態が模索されています。

このような状況の中で、通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である従業員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油を行う運用形態が1つの方策として取り上げられたことを踏まえ、「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会」を開催し、必要な安全確保策について検討を行い、「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。

今回は、報告書の概要についてご説明します。

地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会委員

(敬称略)

座長

小林 恭一 東京理科大学 総合研究院教授

委員（五十音順）

石井 弘一 全国石油商業組合連合会 業務グループ チームリーダー

大谷 英雄 横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授

小笠原 雄二 東京消防庁 予防部 危険物課長

川野 泰幸 一般社団法人インターホン工業会 技術委員長

木村 俊文 滝川地区広域消防事務組合消防本部 予防課 保安指導係長

清水 秀樹 石油連盟 給油所技術専門委員会委員長

高橋 俊勝 川崎市消防局 予防部 危険物課長

田村 裕之 消防庁消防大学校消防研究センター 技術研究部 大規模火災研究室長

西村 英治 全国農業協同組合連合会 生活関連事業部

燃料部 石油販売促進課 副審査役

柳下 朋広 日本ガソリン計量機工業会 事務局 幹事

山口 克己 危険物保安技術協会 業務部長

事務局：危険物保安室

2 報告書の概要

(1) 安全上の課題の整理及び具体的な検討事項について

呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所では、給油等の作業時以外は基本的に従業員が給油取扱所に常駐せず隣接店舗等に所在しており、顧客の来店時のみ従業員が速やかに給油取扱所へ移動し給油又は注油を行います。顧客の来店から退去までの一連の流れを6段階のフェーズに分類し、フェーズごとに想定される課題を踏まえ、呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所において使用が想定される機器等について整理しました。

また、想定される課題に対するハード面の対策及び関連するソフト面の対策について、具体的な検討事項を整理しました。従業員が隣接店舗等に所在している時の安全確保策、来客時の安全確保策、静電気防止対策のほか、予防規程への記載や従業員が給油取扱所へ移動する時間及び隣接店舗等と給油取扱所の距離等について検証するため、実証実験を行うこととしました。

(2) 実証実験による安全確保策の検証について

中山間地域等に存する既設の給油取扱所から5箇所を選定し、実証実験を行いました。実証実験では実際に給油取扱所や隣接店舗等に対策機器等（インターホン、センサー、監視カメラ、看板等）を設置して、呼び出しに応じて給油等を行うとともに、第三者の立会いによる確認、従業員へのヒアリング、顧客へのアンケート（任意）等を実施しました。

対策機器等の設置により、従業員が顧客の来店を早期に覚知し、また、給油取扱所の状況を把握することができると、安全確保に効果があることが確認されました。



インターホン



センサー



監視カメラ



看板

(3) 講ずべき安全確保策について

(1) で整理した具体的な検討事項について、実証実験の結果等を踏まえて、講ずべき安全確保策を下記のとおり取りまとめました。

① 給油ノズルのロック等

通常は給油取扱所に常駐している危険物取扱者である従業員が、例外的に給油取扱所の隣接店舗等に所在している場合の安全確保策として、給油ノズル等のロック、危険物を貯蔵又は取り扱う建築物の施錠管理を行うこと。

② 対策機器等の設置

従業員が来客等を覚知し適切な対応を行えるようにするため、原則として、隣接店舗等から給油取扱所を直視できない場合は、インターホン、センサー及び看板を設置し、直視できる場合は、インターホン及び看板を設置すること。

③ 予防規程への記載

給油ノズルのロック等従業員が給油取扱所の隣接店舗等に所在している場合の安全確保策及び従業員が来客等を覚知した際の適切な対応方法について、予防規程に記載すること。

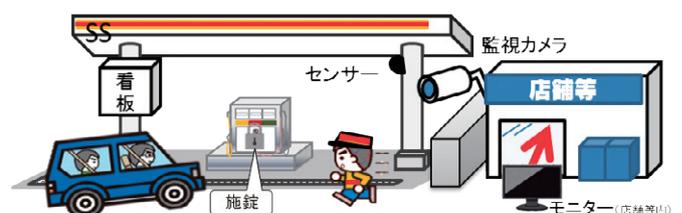
④ その他

- ・従業員の静電気帯電防止対策として、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）で規定されている静電気帯電防止作業服等の着用を徹底すること。
- ・設置した対策機器等について、定期的に点検することが望ましいこと。
- ・隣接店舗等と給油取扱所の距離については、15～60メートル程度を目安として個別具体的に判断する必要があること。
- ・1ヵ月あたりの危険物の販売量は、10～40キロリットル程度を目安とすることが適切であると考えられること。
- ・呼び出しに応じて給油等を行うに当たっては、主として「従業員が来客等を覚知した際に適切な対応がとれるかどうか」、「給油取扱所で火災等の災害が発生した場合に直ちに応急の措置を講ずることができるかどうか」等の観点で、管轄の消防機関がその適否の判断を行うことが適当であること。

3 おわりに

報告書を踏まえ、消防庁は、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」（平成28年3月25日消防危第44号）を関係業界団体や消防機関等に周知しました。

報告書及び当該指針をご活用いただき、呼び出しに応じて給油等を行う場合の安全確保に努めていただければ幸いです。



呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所のイメージ

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 金子係長、河本事務官
TEL: 03-5253-7524



消防大学校における教育訓練等に関する 検討会報告書の概要

消防大学校

1 はじめに

消防大学校では、昨今の消防職員の大量退職・幹部昇任の動向が収束しつつある中で、今後の幹部教育のあり方、切迫した大規模災害等への対応のための教育訓練の見直し、緊急消防援助隊の編成等に関する改正を受けた部隊運用能力の向上等のため、これからの消防大学校の更なる高度な教育訓練の構築について「消防大学校における教育訓練等に関する検討会」を開催しました。

以下、取りまとめられた検討会報告書の概要を説明します。

2 消防大学校の教育訓練に係る課題

- (1) 退職者減少後の幹部教育の見直し
- (2) 緊急消防援助隊教育の充実強化
- (3) 大規模イベント対策等消防業務の専門化・高度化への対応
- (4) 消防における女性の活躍促進
- (5) 災害対応力の強化のための実践的な教育訓練の充実
- (6) 消防団を中核とした地域防災力の強化のための教育訓練

3 具体的な見直しの方策

(1) 幹部科の見直し

消防吏員の大量退職・幹部昇任の動きは大幅に減少していくことから、基本的には、幹部科の定員は減少の方向で見直しを行うことが必要であるが、各消防本部の動向等を踏まえ、今後のニーズの動向に応じた柔軟な定員の見直しを行うことが適当である。

一方、幹部職員には、若手職員への指導力の強化、切迫する大規模災害等への対応力・指揮能力の向上など、より高い実践的能力が求められており、そのための教育訓練の質的充実が必要である。

また、消防全体の組織力の底上げを図るためには、

消防本部全体のマネジメント力の向上が重要である。

(2) 緊急消防援助隊教育～指揮隊長コース～の充実強化

緊急消防援助隊の大幅増隊に伴い、部隊の指揮を行う能力とともに、関係機関と様々な調整を行う調整力を向上させることが求められている。

今後は、更に、指揮能力・調整能力の高まる教育訓練の充実や、全国の有識者、経験者などからのノウハウ伝授等を進めていくことが重要である。

(3) 大規模イベント対策等消防業務の専門化・高度化への対応

○大規模イベント開催を控えた対応の強化

オリンピックを始め、国際的なイベント等の開催を控えた対応の強化として、NBCコースを始めとする緊急消防援助隊教育科では最新の専門的知識や技術の修得と合わせ、実践的な総合訓練の実施などの充実強化が必要である。

他学科においても、大規模イベント対策に係る幹部の意識改革や指揮能力・全体調整能力の向上を図るとともに、各分野に必要な一定レベルの知識・技術の修得の促進を図ることが重要である。

さらに、予防・警防等総合的対策のプランニングや調整方法等についての教育訓練を充実させていく必要がある。

なお、大規模イベント等の直前時期には、災害対応業務の向上に資するよう、消防大学校で集中的な教育訓練の実施が必要である。

○社会構造の複雑・多様化等に対応した予防教育の充実

近年、火災危険性の高い小規模な防火対象物が増加していることから、予防行政も複雑・高度化している。消防法令に違反している防火対象物の違反是正の推進も重要であるため、社会構造の複雑・多様化等に対応した予防教育の充実を図っていくことが必要である。

○ICTの更なる利活用と消防活動の高度化の促進

消防本部におけるICT（情報通信技術）の業務活用は、徐々に利用拡大が進んでいる。

消防大学の講義では、消防活動の高度化に向けた更なる利活用を推進するため、専門科目の導入等ICTの利活用に関する教育訓練の充実を図ることが必要である。

○急増する外国人への対応促進

急速に増加している外国人の観光客や居住者に対し、安心・安全面で適切に対応するため、外国人対応の先進事例等やノウハウに関する講義を導入し、消防における国際化対応を促進する必要がある。

○現任教官を対象とした更なる教育訓練のための学科の新設

消防学校の現任の教官には、それにふさわしい高度の知識及び能力の専門的な修得とともに、消防学校の教育訓練のあり方を見直していけるような能力を高めることが求められる。これに応えることができるような教育内容とした現任教官のための学科を専科教育として創設することが必要である。

(4) 消防における女性の活躍促進

○女性専用コースの開講

女性消防吏員の活躍を促進するためには、幹部教育を担う消防大学校において、女性の研修機会の拡大を図ることが必要である。

平成28年度から、女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得することを目的に実務講習を新設することとしており、女性の増加が見込まれるまでの間は継続すべきである。

○各学科等における女性の研修機会の拡大

女性の研修機会の拡大のためには、ポジティブ・アクションとして、各学科に女性の優先枠を設けることも必要である。

平成28年度には、各学科の定員の5%を女性消防吏員枠として設定し、優先的に女性吏員の入校を推進することとされており、女性の増加が見込まれるまでの間は継続すべきである。

○幹部の意識改革を進める教育の推進

女性の活躍推進のためには、消防幹部職員の意識改革が不可欠である。消防長を始めとした幹部職員に対して、女性活躍促進に係る意識改革を促す教育を実施することが求められる。

消防大学校では、上級幹部科で外部講師による講義を導入しているが、女性の活躍促進に係る意識改革を目的とした講義科目の新設や既存科目での教育内容の充実を図るべきである。

(5) 災害対応力の強化のための実践的な教育訓練の充実

○実践的な教育訓練の強化

より実践的な教育訓練を行うため、複数学科等による多数傷病者発生時などの合同訓練を実施するとともに、消防研究センターの大規模火災実験棟を活用した危険物災害対応等の実火災体験型訓練などの導入を進めていくべきである。

○危機管理・防災対策の中核的職員の育成

切迫する大規模地震や複雑多様化するテロの危険性等を踏まえ、地方公共団体の危機管理・防災対策の全体的な調整機能を担う中核的職員の育成が重要であり、そのような中核的職員に対し、高度な知識と実践的な対応力を向上させるための教育訓練を充実強化すべきである。

○消防団を中核とした多様な主体による地域防災力強化のための教育訓練の充実

大規模災害時には、多様な主体による地域総ぐるみの対応が不可欠であり、消防団を中核として地域の多様な主体による地域防災力を強化していく必要がある。このため消防団長科においては、事例研究のような実践的教育を導入しながら、地域防災力の中核として、消防団員や地域住民に対する指導力や指揮能力を高める教育訓練を充実していく必要がある。

また、消防団員の確保やその活動促進など消防団活動を活性化するため、消防団の運営力を高めていく教育訓練の充実が求められる。

一方、地域住民等の自主防災活動についても、それらを推進するリーダーの養成も欠かせない。このため、地域住民の自主防災活動を促進する担当職員に対し、図上訓練の実施や地区防災計画の策定、リーダーの育成等に関するノウハウを修得するための教育訓練の実施が必要である。

なお、住民参画の進展に伴い、地域住民との協働・合意形成を図るためのスキルは、消防においても不可欠のスキルになるものと考えられる。幹部候補や地域防災担当者の素養として、合意形成手法に関する講義の導入を図るべきである。

(6) 消防大学校における教育手法の充実等

○e-ラーニングの推進

e-ラーニングは、平成18年度より幹部科で導入が始まり、警防科及び予防科でもその一部を利用している。昨秋より消防大学校入校後の在学期間中に、振り返り学習ができるようにアクセス期間の延長を図っているが、高い教育成果をあげるためには、卒業後においてもe-ラーニングを幅広く導入するとともに、コンテンツも充実すべきである。

このため、全ての学科・コースにe-ラーニングを段階的に導入することを検討するとともに、学科の特性や科目内容に応じ、コンテンツを多様化し、その内容も充実すべきである。

○学生が主体的に学び合う教育訓練

学生が自分で考え学び合ったものは、より修得が定着するものと考えられる。このため、学生による合同訓練や課題研究を充実し、自ら知識や技術を修得できるような教育訓練を推進すべきである。

また、優れた合同訓練や課題研究の成果については、全国に発信し、全国の消防本部や消防学校で共有することを検討していくことが望まれる。

○消防学校等との連携協力

消防大学校における教育訓練の成果を高めるためには、消防学校等との連携協力に基づく教育を推進することが不可欠である。

消防学校等においては、初任科を始めとした教育訓練や地域色の強い対策に係る教育訓練の実施を図る一方、消防大学校において、消防学校等の卒業生たる消防職団員の幹部等が高度の知識や技術、能力を修得できるよう連携協力していくことが重要である。

消防大学校においては、消防学校の現任教官に対する教育を充実するとともに、消防大学校卒業生の講師への活用促進、講師情報の提供など消防学校等に対する教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助の実施を図る必要がある。

さらに、消防大学校に対する人材養成ニーズやその教育訓練の実現のためには、消防学校を始め、全国消防学校長会や全国消防長会等の関係団体と一層の連携協力や情報交換が必要である。消防学校や関係団体との定例的な会合や意見交換の場を通じ、人材養成ニーズや教育訓練方法などの実態把握、教育訓練に係る諸課題の検討などを図り、消防大学校の教育訓練に確実につなげていくことが重要である。

4 おわりに

消防大学校は、設立以来、教育ニーズの変化に対応して教育訓練を充実させ、消防の発展に貢献する多くの人材を育成してきたが、今後、消防を取り巻く社会環境等は、人口減少社会の進行、災害の多様化・複雑化など、更に大きく変容していくものと考えられる。こうした中、消防が安心・安全を守る機関として、引き続き住民の信頼に答えていくためには、何よりも人材の育成が重要である。

消防大学校においては、実効ある人材育成を推進することはもとより、今後の社会環境等の変化に対応して、教育訓練を柔軟に見直し、社会の要請に十分応えられる消防の幹部等を育てていくことが期待される。

消防大学校が、国の唯一の教育訓練機関として、消防における人材育成のリーダーにふさわしい役割を果たしていくことを期待したい。

消防大学校の最新情報は、ホームページ (<http://fdmc.fdma.go.jp/>) にも掲載しています。

問合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL:0422-46-1712

平成27年(1月～12月) における火災の概要 (概数)

防災情報室

1 総出火件数は、39,046件、前年同期より4,695件の減少

平成27年(1月～12月)における総出火件数は、39,046件で、前年同期より4,695件減少(-10.7%)しています。

これは、おおよそ1日あたり107件、13分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成27年(1月～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	22,149	56.7%	▲ 1,492	-6.3%
車両火災	4,184	10.7%	▲ 283	-6.3%
林野火災	1,109	2.8%	▲ 385	-25.8%
船舶火災	97	0.2%	11	12.8%
航空機火災	7	0.0%	6	600%
その他火災	11,500	29.5%	▲ 2,552	-18.2%
総火災件数	39,046	100%	▲ 4,695	-10.7%

2 総死者数は、1,551人、前年同期より127人の減少

火災による総死者数は、1,551人で、前年同期より127人減少(-7.6%)しています。

また、火災による負傷者は、6,267人で、前年同期より293人減少(-4.5%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、905人、前年同期より101人の減少

建物火災における死者1,215人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,011人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、905人で、前年同期より101人減少(-10.0%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、83.2%で、出火件数の割合54.3%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)905人のうち、65歳以上の高齢者は605人(66.9%)で、前年同期より94人減少(-13.4%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ469人(75人の減・-13.8%)、着衣着火40人(32人の減・-44.4%)、出火後再進入17人(5人の増・+41.7%)、その他379人(1人の増・+0.3%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の39,046件を出火原因別にみると、「放火」3,975件(10.2%)、「たばこ」3,611件(9.2%)、「こんろ」3,472件(8.9%)、「放火の疑い」2,466件(6.3%)、「たき火」2,287件(5.9%)、の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき全ての市町村において義務化されました。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成27年度は全国4ヵ所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器のほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、6,441件、総火災件数の16.5%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,109件で、前年同期より385件減少(-25.8%)し、延べ焼損面積は約613.7haで、前年同期より約448.1ha減少(-42.2%)しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について（平成28年2月15日消防特第16号）」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成28年は「伝えよう 森の大事さ 火の怖さ」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会報告書の概要

広域応援室

1 背景と目的

消防防災ヘリコプターは、都道府県及び政令市消防本部など、全国55団体において76機が運航されています。航空消防体制の更なる充実強化のためには365日24時間運航体制の確保が必要ですが、災害現場で活動するための高度な技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体で体制確保が困難な状況です。

また、今後、ベテラン操縦士の大量退職が見込まれており、操縦士の養成・確保が重要な課題となっています。

これらの現状を踏まえ、操縦士の計画的な養成、安定確保を図ることを目的に検討会を開催し、報告書を取りまとめました。



ここでは、平成28年3月22日に公表した検討会の報告書の概要を紹介します。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) を参照してください。

2 検討課題

(1) 共通の課題

- ・操縦士の養成
- ・操縦士の養成等に係る費用の確保
- ・乗務要件等の見直し
- ・操縦士の処遇改善

- ・操縦士の養成・確保に関する情報共有

(2) 自主運行団体の課題

- ・操縦士の配置
- ・操縦士の採用等

(3) 民間委託運航団体の課題

- ・操縦士のキャリアパス等の構築

3 対応策

(1) 共通の対応策

- ・2人操縦体制による操縦士養成の強化
- ・共同運航、経費分担の推進
- ・必要資格の取得等に係る養成経費の財政支援
- ・乗務要件のガイドラインの策定
- ・標準的な訓練プログラムの策定
- ・特殊性や困難性に応じた適正な各種手当の支給
- ・情報共有及び検討を行うテーブルの創設

(2) 自主運行団体の対応策

- ・運航管理要員としての操縦士の配置
- ・養成期間中の増員配置の検討
- ・再任用制度等の活用、若年定年制退職自衛官の活用
- ・PR活動による若年操縦士の採用

(3) 民間委託運航団体の対応策

- ・2人操縦体制によるキャリアパスの構築
- ・官民協力した操縦機会の活用等

4 おわりに

本検討会では、消防防災ヘリコプター操縦士だけでなく、事業に従事するヘリコプター操縦士全体が不足している現状にあり、関係省庁、民間事業者とともに、ヘリコプター業界全体としての養成・確保につながる課題について、引き続き検討していく必要があります。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 航空係
TEL: 03-5253-7527 (直通)

平成27年度優良少年消防クラブ・指導者表彰 (フレンドシップ)の開催

地域防災室

はじめに

平成28年3月25日(金)、ホテルグランドアーク半蔵門において、「平成27年度優良少年消防クラブ・指導者表彰(フレンドシップ)」を開催しました。

消防庁では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回は、第1部「表彰式」、第2部「東京消防庁音楽隊による祝典演奏」、第3部「特に優良な少年消防クラブ(3クラブ)による活動報告」という構成で開催しました。

少年消防クラブについて

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、小学生から高校生までの青少年で結成されており、平成27年5月1日現在、全国に約4千5百のクラブ、約42万人のクラブ員、約1万4千人の指導者が活動しています。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見いだすとともに、日頃から防火・防災に関する様々な訓練の実施、防火パトロールや火災予防ポスターの作成などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

式典

第1部では、「特に優良な少年消防クラブ」28団体及び「優良な少年消防クラブ指導者」8名が土屋総務副大臣から、「優良な少年消防クラブ」53団体が佐々木消防庁長官からそれぞれ表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して千葉県的小林小学校少年少女消防隊の代表者より、元気良く「お礼のことば」が述べられました。



特に優良な少年消防クラブの表彰

第2部では、「東京都民と消防の架け橋」として演奏活動を通じて防火・防災の意識向上と協力を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。



東京消防庁音楽隊による祝典演奏

第3部では、「特に優良な少年消防クラブ」を受賞したクラブの中から、「小目名ひばの子森林警備隊(青森県)」、「足利市立毛野中学校少年消防クラブ(栃木県)」、「京都市中京少年消防クラブ(京都府)」の3クラブに、日頃のクラブ活動について報告していただきました。



小目名ひばの子森林警備隊【青森県】

おわりに

今回受賞された少年消防クラブを始め、全国の少年消防クラブの皆さんには、多くの仲間とともに日頃の防火・防災活動に更に励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動は、指導者の方々の熱意によって支えられており、指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成・発展に御尽力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
地域防災室住民防災係 山野、荒木
TEL: 03-5253-7561

平成28年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表について

予防課

一般社団法人日本損害保険協会では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、消防庁の後援のもと、平成28年度全国統一防火標語の募集を行いました。

全国から17,409点の作品が寄せられ、作家の石田衣良さんらによる厳正な審査の結果、

「消しましょう その火その時 その場所で」

が入選作品として選ばれました。

この標語は、女優の平祐奈（たいらゆうな）さんがモデルとなる防火ポスターなどに活用されます。



【平成28年度全国統一防火ポスター】

この防火ポスターは約20万枚製作され、全国の火災予防に活用されます。

■入選作品

消しましょう その火その時 その場所で

東京都 小川 喜洋さん

■佳作作品（4点）

守りたい 大事な人を 火災から

愛媛県 平田 希依子さん

約束ね ゆびきりげんまん 火の始末

秋田県 伊藤 泰子さん

安心を 生み出すルーティン 火の用心

北海道 飯野 清視さん

火の用心 あなたが家族の 消防士

大阪府 重永 優美子さん

【過去の標語】

平成27年度 無防備な心に火災がかくれんぼ

平成26年度 もういいかい火を消すまではまだまだよ

平成25年度 消すまでは心の警報ONのまま

平成24年度 消すまでは出ない行かない離れない

平成23年度 消したはず決めつけなくてもう一度

平成22年度 「消したかな」あなたを守る合言葉

平成21年度 消えるまでゆっくり火の元にらめっ子

平成20年度 火のしまつ君がしなくて誰がする

平成19年度 火は見てるあなたが離れるその時を

平成18年度 消さないであなたの心の注意の火

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 土肥
TEL: 03-5253-7523

『民泊サービス』を提供する場合の注意喚起リーフレットを作成しました

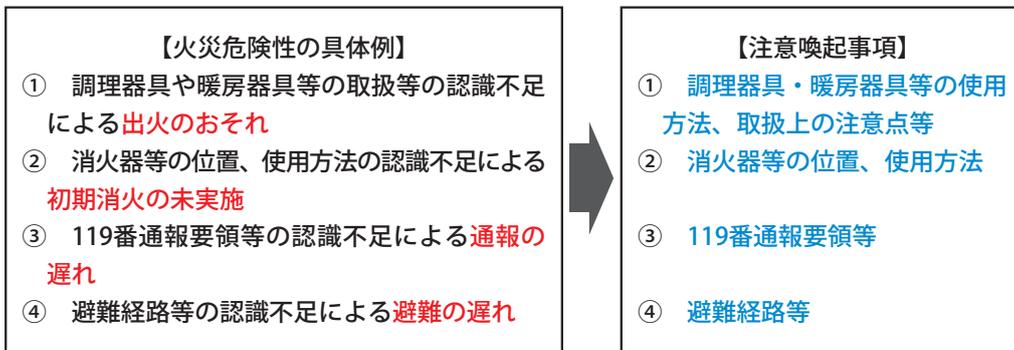
予防課

住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」のあり方については、厚生労働省及び観光庁が開催する『民泊サービス』のあり方に関する検討会において検討が行われているところです。

「民泊サービス」を提供する場合、建物や設備等に不

案内な方の宿泊が想定されることに伴い、火災危険性に関する注意喚起を適切に実施することが重要となります。

消防庁では、火災危険性に関する注意喚起が円滑に行われるよう、そのポイントを整理したリーフレットを作成しました（平成28年3月30日付事務連絡）。



注意喚起リーフレット（抜粋）

民泊サービスを提供する方へ

出火防止対策

出火を防止することは、防火安全対策の基本です。本ページを参考にして施設の状態に応じた出火防止対策を講じるとともに、右ページを参考に利用者への宿泊時の注意事項を作成し、居室内に掲示しましょう。

建物火災の主な出火原因である「コンロ」「ストーブ」「たばこ」に対する**出火防止対策**を講じましょう。

1 火気使用器具に対する注意喚起

- コンロ等の燃焼器具やストーブなどの燃焼器具といった火気使用器具は、適切に取り扱わないと火災に繋がる危険性があります。燃え残りの状態を確認し、燃え残りを確認し、不燃の取り扱いは事前や注意事項を具体的に示し、注意喚起しましょう。
- （注）燃焼器具の部
 - 火気使用器具に燃える物（紙）を近づけない
 - 燃焼している器具を離さない
 - 燃え残りの確認を定期的に行い、燃え残りを確認しない
- ※器具に火気使用器具を使用するときは、安全確認が徹底されるようにお願いします。

2 喫煙ルールを徹底

たばこの平燃による火災に繋がる危険性があります。喫煙の可否や喫煙のルールを徹底しましょう。

- 室内禁煙、ペロン禁煙禁止
- ペロンでの喫煙禁止
- 喫煙済みの入ったものを使用
- 喫煙済みのものを燃やす

3 消火器などの設置場所と使用方法の説明

火災発生時には、消火器による初期消火が重要です。施設に、既設の消火器の位置と使用方法を説明できるように説明しましょう。また、室内消火栓設置が設置されている場合は、その使用方法も説明しましょう。必ず事前に初期消火を行えよう、施設に消火器などを設置しましょう。

民泊サービスを利用する方へ

宿泊時の注意事項

出火防止対策にご協力をお願いします。

1 コンロ・ストーブ等の使用方法・取り扱い上の注意点

備え付けの器具や鍋などの調理用品以外のご使用はご遠慮ください！

注意

- 火気が多く燃えている状態のまま、調理が完了した後は、必ず火を消してください。
- 調理が完了した後は、必ず火を消してください。
- 調理が完了した後は、必ず火を消してください。

2 喫煙ルールを守りましょう

喫煙可の場合の例

禁煙の場合の例

3 消火器の使用方法

注意

火災発生時、すぐに初期消火ができます。消火器の使用方法を説明しましょう。消火器が設置されている場合は、必ず初期消火を行ってください。

問い合わせ先

消防庁予防課企画調整係 桐原
TEL: 03-5253-7523

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数 (平成28年4月1日現在)

広域応援室

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条第4項において「消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。」と定められており、各自治体からの申請に基づき登録します。

緊急消防援助隊登録目標数については、東日本大震災を大幅に上回る被害が想定される南海トラフ地震・首都直下地震に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠なことから、平成26年3月に基本計画※を改正し、平成30年度末までに緊急消防援助隊を概ね6,000隊規模に大幅増隊することとしています。

※ 消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」

平成28年4月1日の緊急消防援助隊の登録隊数は、5,301隊となり、平成27年4月1日の登録隊数(4,984隊)より317隊増加しました。

今回の登録では、統合機動部隊指揮隊の更なる増隊が図られるとともに、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を新たに2隊(計4隊)登録しました。

昨年度は、口永良部島噴火災害及び平成27年9月関東・東北豪雨に出動し、人命救助・捜索活動に大きな成果を上げたところであり、緊急消防援助隊の活動に対する期

待はますます高まっています。

また、消防庁では、平成28年3月に「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定するなど、引き続き大規模・特殊災害等に備えた緊急消防援助隊の運用面でも充実・強化に努めております。各都道府県及び消防本部においては、今後とも基本計画に基づく登録の推進について、ご理解とご協力をお願いします。

表1 部隊等別登録状況

部隊等	平成27年4月の登録状況	平成28年4月の登録状況	平成30年度末までの登録目標数
指揮支援隊	48隊	48隊	60隊
統合機動部隊指揮隊	15隊	43隊	50隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	2隊	4隊	12隊
都道府県大隊			
都道府県大隊指揮隊	117隊	124隊	160隊
消火小隊	1,755隊	1,904隊	2,500隊
救助小隊	441隊	462隊	480隊
救急小隊	1,147隊	1,232隊	1,250隊
後方支援小隊	792隊	810隊	790隊
通信支援小隊	23隊	33隊	50隊
特殊災害小隊	278隊	284隊	300隊
特殊装備小隊	396隊	412隊	380隊
航空小隊	76隊	76隊	80隊
水上小隊	19隊	19隊	20隊
合計	4,984隊※	5,301隊※	6,000隊※

※ 重複登録を除くため、合計は一致しない

図1 緊急消防援助隊登録部隊の推移 (平成28年4月1日)

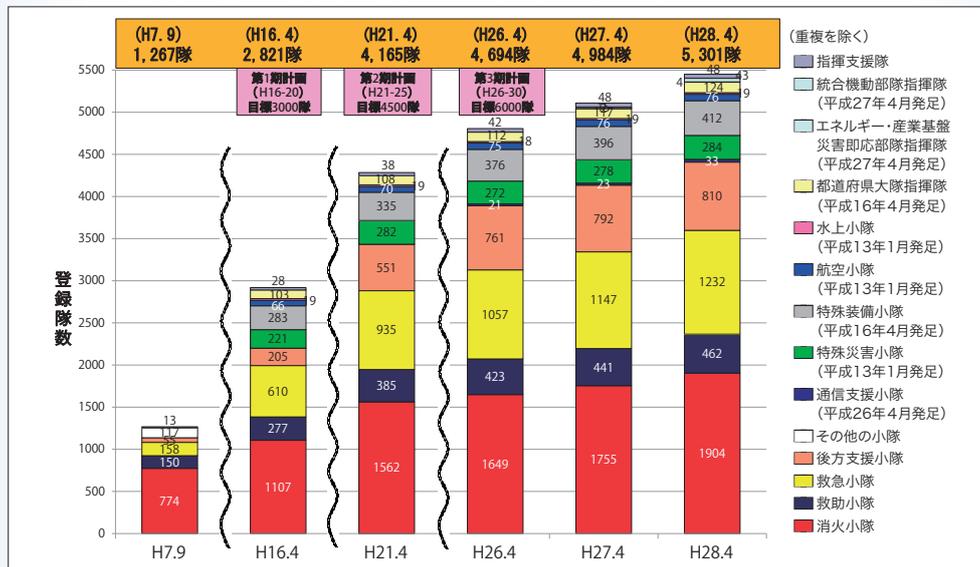




表2 平成28年度緊急消防援助隊登録状況

平成28年4月1日現在

都道府県	合計	重複を除く合計	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	災害即応部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤	都道府県大隊指揮隊	消防小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊					航空小隊	水上小隊
													対毒応劇小隊等	大規模危険物	火災等対応小隊	密閉空間火災	送遠距離小隊	二消防小隊	車震対応特殊	水難救助小隊		
北海道	292	280	2	1			6	111	23	74	38	1	10	6	1	2		1	4	9	3	
青森県	105	103		1			3	39	6	23	18		1	9				1	1	2	1	
岩手県	90	87		1			3	35	6	21	17	1	2						1	2	1	
宮城県	122	119	3	1			3	45	9	20	21	1	3	3	1	2		1	1	5	3	
秋田県	83	81		1			3	34	7	18	11		1	5						2	1	
山形県	63	62		1			2	24	6	15	11		1							2	1	
福島県	111	108		1			2	39	7	32	19	1	2	3						4	1	
茨城県	158	153		2			3	52	14	36	25		5	3				2	1	13	1	1
栃木県	103	97		1			2	37	8	24	19		5							6	1	
群馬県	90	87		1			3	34	6	22	13	1	4					1		4	1	
埼玉県	227	222	2	1			3	83	25	46	36		10					3		15	3	
千葉県	265	258	3	1	1		2	90	22	56	48	1	8	9	1			1		18	2	2
東京都	308	307	3	1			3	146	13	54	36	1	2	6	2	2	4	3	2	18	8	4
神奈川県	265	262	6	1			3	86	21	47	36	2	10	7	3	4		5	7	21	4	2
新潟県	136	135	3	1			3	48	15	31	21	2	1	4		2				4	1	
富山県	84	81		1			3	27	8	18	14	1	2		1				2	6	1	
石川県	75	71		1			2	24	5	14	14	1	3	3			1			6	1	
福井県	63	62					3	24	5	12	10	1	2	3						2	1	
山梨県	54	51		1			2	14	5	14	12	1	2							2	1	
長野県	126	124					2	43	14	30	18	2	3				2			11	1	
岐阜県	122	117		3			4	46	11	35	14		2							5	2	
静岡県	146	145	4	1	1		2	46	13	30	22		2	5		2	2	3	1	9	3	
愛知県	264	254	3	1			3	88	24	56	44	1	12	3	3			2	1	19	3	1
三重県	95	93		1	1		2	34	6	26	12		1	5						6	1	
滋賀県	62	58		1			2	20	5	13	11	1	3							4	1	1
京都府	102	98	3	1			3	33	7	20	15	1	3		1	1		2	2	8	2	
大阪府	247	241	4	1			4	92	21	46	29	2	7	9	1	3		1	2	21	2	2
兵庫県	215	210	2	1	1		3	73	19	57	26	2	8	5		4		1		9	3	1
奈良県	52	50					2	15	5	13	10		2							4	1	
和歌山県	70	66		1			2	24	8	16	11	1	4							2	1	
鳥取県	44	42		1			3	16	3	7	7	1	2						1	2	1	
島根県	60	59					2	20	5	18	8		1					1		4	1	
岡山県	101	98	2	1			3	29	12	23	14	1	3	3				1		7	2	
広島県	151	149	2	1			2	52	11	36	21	1	3	3		2	2		1	10	2	2
山口県	72	71					2	26	7	17	11		2						2	4	1	
徳島県	50	48		1			3	13	6	14	6	1	1	3						1	1	
香川県	49	47		1			3	18	4	11	7		2							2	1	
愛媛県	81	78		1			2	24	9	19	12		2	3		2		1		4	1	1
高知県	50	49		1			2	15	4	13	8	1	2							2	2	
福岡県	138	133	4	2			4	37	10	31	17	1	8	1	1			1	3	13	3	2
佐賀県	43	41		1			2	13	4	10	8		1							4		
長崎県	73	72					2	27	6	22	9		2	3						1	1	
熊本県	96	93	2	1			2	27	12	24	13	1	4				2	1	1	5	1	
大分県	56	55		1			2	20	6	11	11		1						1	2	1	
宮崎県	49	47					2	16	4	12	10		2							2	1	
鹿児島県	91	87		1			3	26	10	28	11	1	3	3				1		3	1	
沖縄県	52	50					2	19	5	17	6		2					1				
合計	5,451	5,301	48	43	4		124	1,904	462	1,232	810	33	162	107	15	26	13	34	34	305	76	19

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室
 広域応援施設係
 TEL: 03-5253-7527

先進事例 紹介

消防団の充実強化に係る様々な取組について

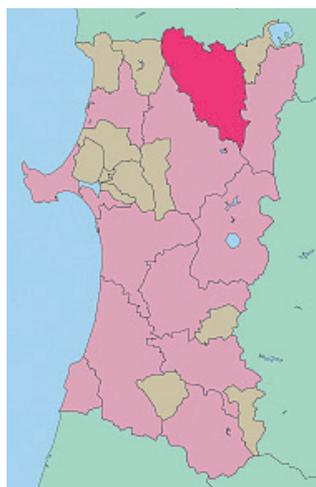
秋田県 大館市消防団

1 大館市の概要

大館市は、秋田県北東部に位置し、米代川と長木川、2つの清流に挟まれた盆地を中心に広がっています。古くから天然秋田杉による林業と良質な地下資源による鉱業で栄えており、県北の中心都市として発展してきました。平成17年6月、比内町、田代町を編入し、現在の市域となりました。

秋田県を代表する郷土料理「きりたんぼ」は、本市が本場。この料理に欠かせない地鶏「比内地鶏」も本市の特産です。また、東京渋谷のシンボル「忠犬ハチ公」の

管内図



50km

故郷としても知られ、大館駅前を始め市内至る所にハチ公像があります。

現在は、鉱業で培った技術でリサイクルの街として、また、忠犬ハチ公と同じ秋田犬あきたいぬにふれあえる街として発展しています。さらに、北海道新幹線の開業や東京オリンピック開催に伴う訪日観光客の獲得のため、秋田犬を前面に出したPRをしています。



2 大館市消防団

本市の消防団は、団本部を筆頭に40分団で組織されており、平成28年4月1日現在、1,092人（基本団員1,060人うち男1,013人・女47人、機能別団員32人うち男2人・女30人、条例定数1,180人）の消防団員が在籍

しています。現在、団組織再編に向けて準備に入っており、最終的には15分団となる予定です。

本市消防団も、団員数の減少や高齢化が問題となっており、その対策の一環として、様々な取組をしています。

3 看護福祉大学生による機能別消防団

東日本大震災を契機に、災害の最前線で活動する団員の他に、その後方支援活動を行う団員や避難所運営を行う団員の必要性が高まりました。

そこで、救急医療の講義や普通救命講習などで講師の依頼されることが多く、関係の深かった秋田看護福祉大学にこちらから機能別消防団員の創設を働きかけ、発足に至りました。平成25年4月1日、男2人、女17人の計19人で発足し、平成28年4月1日現在、男2人、女30人の計32人となっています。

所属は団本部、任期は大学在学期間。卒業後、そのまま基本団員になることも可能としています。



待遇

費用弁償・公務災害補償・退職報償金については基本団員と同じ。ただし、年報酬は基本団員の1/6、退職報償金は基本団員となり5年以上勤務した場合にのみ支給となります。

活動服は貸与。ヘルメットと防寒服については、活動する際にその都度貸し出しています。

訓練・活動

辞令交付時に消防礼式の基本を訓練するほか、地域の防災訓練や大館市総合防災訓練に参加し、DMATと共に応急手当や応急救護所設置・運営、避難所設営や運営のための物資搬入訓練等に参加し、4年間で後方支援活

動の一とおりを経験できるようにしています。

そのほか、消防署で開催している普通救命講習や上級救急救命講座、消防出初式にも参加しています。



予定です。ちなみに、この着ぐるみは、消防職員・団員のOBで組織される大館市消防OB会から寄贈を受けたものです。



4 大館市消防団応援の店

消防団員の福利厚生、満足度の向上や新規消防団員の確保、そして地域の活性化を目的に、この事業を平成27年2月から開始しました。東北管内では山形県上山市に続いて2番目、秋田県内では初めてとなる試みです。

内容

消防団員が身分証明書を提示することにより、協賛店独自の割引等のサービスが受けられる事業です。

現在、協賛店は12店舗で内訳は整体1店、ホテル1店、写真スタジオ1店、OA機器取扱店1店、ホームセンター1店、印刷業者1店、洋服直し店1店、飲食店3店、御菓子屋1店、運動具店1店です。このうち、消防団員が経営に携わっているお店が整体と写真スタジオの2店舗です。



今後の展望

協賛店は、広報して待っているだけでは全く増えません。一軒一軒訪問し、主旨を理解していただかなければならないという難しい面がありますが、団員のニーズに合った協賛店をもっと充実すべく、地道に協力依頼をしていきたいと考えています。

5 成人式会場での団員募集PR

昨年度の大館市成人式に大館市消防本部のマスコットキャラ「ハッチ君」の着ぐるみを着て、愛嬌を振りまきながら団員募集のパンフレットを配布しました。今後も市内で予定されている「本場大館きりたんぼまつり」や「肉の博覧会in大館」などの大型イベントでも実施する

6 学生消防団活動認証制度

機能別消防団員として当市の消防団活動に従事した看護福祉大学生の就職活動を支援し、本市への就職、定住を推進し、看護師や福祉士といった人材ニーズと正規団員への担い手ニーズを併せて確保することを目的に、昨年度、この制度をスタートさせました。

実際の運用に当たっては、この認証制度が就職活動の際にプラスに働くようにと地元の大館北秋田医師会へ市長から直接、協力を依頼したほか、大館市社会福祉法人連絡会や秋田県自治病院開設者協議会にも協力を依頼しました。



この制度が少しでも消防団活動に頑張ってくれる学生たちの励みになってくれればと考えております。

7 市公用車による消防団員募集PR

市公用車100台に下図の「消防団員募集ステッカー」を貼り付けて、市民に広くPRしています。ちなみに、こちらの作成に当たっても旧比内町の消防団OBで組織される比内消防OB会から寄付をいただきました。



このように、大館市消防団では、大館市はもちろん、消防OBの協力を仰いで消防団の充実強化に取り組んでおります。

静岡地域の広域化

常に変化に対応し、住民の期待に応える消防

静岡県 静岡市消防局

1 広域化後の静岡市消防局管轄区域の概要

静岡市消防局は、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の2市2町から消防事務（消防団事務及び消防水利設置、維持、管理事務は除く。）の委託を受け、平成28年4月1日より広域化の運用を開始しました。



管轄区域は、静岡県の中央部に位置し、南に駿河湾の海岸線、北には3,000m級の山々が連なる南アルプスを背後に、安倍川や大井川の一級河川も抱え、約2,350km²もの広大な面積を有し、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれています。

都市構造としては、人口約90万人、政令指定都市の静岡市には、国の出先機関や県、市の関連施設などの官公庁街があり、商業施設や住宅街が周囲を取り囲んでいます。

インフラ面では、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号線、東海道新幹線、東海道本線の日本の東西大都市間を繋ぐ大動脈が走り、太平洋側と日本海側を結ぶ中部横断自動車道についても、平成29年度に供用開始が予定され、大井川沿いにはS Lの走る大井川鉄道、海路物資搬送の要である清水港、国内線を始め東アジア路線も多数発着する富士山静岡空港など陸海空の大規模社会資本を有しています。

また、清水港周辺においては、石油コンビナート等特別防災区域、LNG火力発電所の建設も予定され、更に

隣接市には中部電力浜岡原子力発電所があり、雄大な自然と地域住民の暮らし、政治経済、各種インフラとエネルギー基幹産業が融合している地域です。



2 広域化に至る経緯

静岡地域(静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の3市2町の区域を「静岡地域」と位置付けています。)の広域化は、平成18年6月14日(公布、施行)の消防組織法の一部改正を受け、平成20年3月25日静岡県が「静岡県消防救急広域化推進計画」を策定、平成21年10月21日「静岡県中部圏域消防救急広域化関係市長・町長会議」(5市2町 静岡市・藤枝市・焼津市・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町)を開催、平成22年2月11日「中部圏域消防救急広域化連絡会議」において、3市2町で構成する枠組みにより、静岡市への委託形式で、平成28年4月に広域化することが合意されました。

平成22年8月3日「静岡地域消防救急広域化運営協議会設立準備会」を設置、平成23年8月に「静岡地域広域消防運営計画策定指針」を策定し、平成24年6月1日「静岡地域消防救急広域化運営協議会」に移行、平成25年11月11日「静岡地域広域消防運営計画」を策定しました。

平成26年度には、245件の事務事業のすり合わせ作業、平成27年度には、280件の例規等のすり合わせ作業やそ

その他詳細部分の協議・調整を行い、平成28年3月28日「静岡地域消防救急広域化協議書・規約締結式」を実施、平成28年4月1日には、3市2町の首長を始め、消防庁審議官、地元選出国會議員、県議會議員及び3市2町の市町議會議員出席のなか、「静岡地域広域消防運用開始式」を実施し、新体制で業務を開始しました。



静岡地域消防救急広域化 協議書・規約締結式

3 広域化後の静岡市消防局の組織概要

広域化後の静岡市消防局は、静岡市単独の静岡市消防局に、2市2町を管轄していた島田市消防本部、吉田町牧之原市広域施設組合消防本部、牧之原市相良消防本部が加わり、1局、2部、8課、9消防署、1分署、23出張所の組織となりました。

稼働隊は、指揮隊7隊・消防隊34隊・救助隊9隊・救急隊27隊（兼務含む）、梯子隊6隊・大型水槽車8台、その他の特殊車両として、消防ヘリコプター1機、ドラゴンハイパーコマンドユニット（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車）、特別高度工作車（大型ブローア）、重機・搬送車、大型除染システム搭載車、特殊災害対応



消防局・消防署合築の新消防庁舎

車、燃料補給車、照明電源車、空気充填車、拠点機能形成車を保有し、職員数1,039名（定数）体制となりました。

また、広域化に併せて、新消防庁舎を消防局・消防署の合築で移転新築し、消防総合情報システム及びデジタル無線の整備も行いました。

4 おわりに

静岡地域は、前述のとおり、山岳・海岸・河川の自然環境、道路・鉄道・空港・港の陸海空の交通インフラ、コンビナート・発電所等のエネルギー産業、官庁街・商業施設・住宅街の住環境など、大規模社会資本が利活用され、人・物が活発に往来する多様性に富んだ地域ではありますが、ひとたび災害が発生すると、被害の大規模化や長期化が予想されるなど、災害リスク増大の懸念が生じます。

また、甚大な被害が予想される東海地震や南海トラフ巨大地震発生への懸念、近年、頻発するゲリラ豪雨等の風水害にも対応する必要があります。

これら大規模化・複雑多様化する災害への対応として、広域化によるスケールメリットを生かし、一元管理された静岡市消防局の消防力をもって「常に変化に対応し、住民の期待に応える消防」となるよう、各市町、事業所、消防団、住民等とも連携を図り、職員一丸となって取り組んでまいります。



静岡市消防ヘリコプター

「伝える広報」から「伝わる広報」へ

兵庫県 神戸市消防局

1 はじめに

火災調査結果の活用として重要な業務に火災予防広報があります。神戸市消防局では地域の訓練でのチラシ配布や、ラジオでの注意喚起の他に、市のホームページに火災の発生状況や発生原因を掲載し、市民の方に火災に関する情報発信を行ってきました。

しかし、世の中に膨大な情報が溢れている情報化社会の今、市民の欲しい情報を発信しなければ、受け取っても伝わらない結果となっているのが現状です。また、消防側の目線で情報発信を行っても、受け取る側に理解していただかなければ、意味の無いこととなります。

そこで、私たちは、今までの発信するだけの「伝える広報」を見直し、受け取り手にきちんと「伝わる広報」を目指して、平成25年8月から火災の実験・再現動画をホームページやだけでなくYouTubeにも配信するようになりました。

2 新たな動画配信方法

これまでネットを活用した広報は、「こういう火災がありました」、「こういう調査をしました」、「再現実験はこうです」といった文章による説明をメインとし動画を使用する場合は、あくまでサブになりがちでした。

文章による説明では、専門用語を使いがちですが、この場合、どうしても火災や出火危険が視聴者にイメージしにくいこととなります。イメージしにくいということは、伝わらないこととなります。

そこで、私たちは、まず、「観て、知ってもらおう」というコンセプトで、動画をメインにした専用のページを作成しました。

動画の内容については住宅火災に的を絞って、「出火原因の多さ」、「季節感」、「タイムリーさ」の3つを意識して作成しました。

(1) 「本当に怖い電気火災 トラッキング映像」

平成25年10月、トラッキング現象により出火した火災についてニュース報道がありました。

神戸市でも起こりうる可能性があり、また、タイム

リーさを重視したため、ニュース報道があって10日後の22日にアップしました。



火を噴く差し込みプラグ

(2) 「大事にお使いの古い扇風機 そこに潜む危険」

節電の夏に利用者が急増している扇風機、しかし、10年を越える長期間使用されている物が多く、部品や電気配線などが経年劣化による出火危険があることから広報しました。



燃える扇風機

3 より多くの方に観ていただくために

スマートフォンやタブレットから手軽に観ていただけるように、YouTubeに動画を配信し、簡単にアクセスできるように、QRコードを作成しました。

活用例として

(1) 市政記者クラブに提供する

「記者発表資料」に添付しました。 QRコード



- (2) 神戸市消防局監修生活あんぜん・あんしん情報誌「雪」の記事に添付しました。
- (3) 動画はネットだけでなく、DVD化し、消防署にも配布することで消防署員が地域の防災訓練などで上映し解説しています。また、こうすると、受講者が家に帰ってからも何度でも再生できるよう、QRコードを添付した広報資料を配布しています。



防災福祉コミュニティ訓練での広報

4 動画の評価

広報効果は動画のアクセス回数に顕著に現れています。

(1) 動画のアクセス回数

「神戸市ホームページの動画アクセス回数(回/月)」、YouTube版は「累積視聴回数」で評価します。

ア ホームページ版のアクセス回数(平成25年10月)

「本当に怖い電気火災 トラッキング映像」(1位、7,335回)

この回数は10月22日に配信し、31日までの11日間のアクセス回数で、平成25年の年間を通じて、トップとなりました。

「カセットボンベ破裂実験」(2位、3,887回)

「生活あんぜん情報 天ぷら油火災」(7位、1,258回)

実験動画のアクセス数を合計すると12,480件となり、平成25年10月、神戸市の動画総アクセス回数の26%を占めました。

イ YouTube版のアクセス数

平成27年4月15日現在、各動画の累積視聴回数は115,371回となっており、「大事にお使いの古い扇風機…そこに潜む危険」が46,190回と40%、天ぷら油火災の消火方法を動画にした「絶対にしないと誓ってください。天ぷら油火災に水を入れると…」と「天ぷら油火災 最も安全で確実な消火方法」は計37,597回で総アクセス数の33%を占めており、関心の高さがうかがえます。

平成25年10月 動画内容 (総アクセス回数 47,899 回/月)			YouTube 実験動画アクセス数(平成27年4月15日現在)			
順位	タイトル	アクセス数	No	配信月	タイトル	アクセス数
1	本当に怖い電気火災 トラッキング映像	7,335	1	平成28年11月	遙電火災ってご存知?	949
2	カセットボンベ破裂実験	3,887	2	平成26年11月	「思わぬところに潜む火災危険」	569
3	こうべ動物館・おしごと調査隊「王子動物園・獣医さん」	1,882	3	平成26年11月	電気ストーブと心の油断が導く方程式	3,001
4	区政・自動交付機	1,850	4	平成26年10月	小さな火種が招く 大きな悲劇	8,000
5	こうべ動物館・おしごと調査隊「王子動物園・飼育員さん」	1,605	5	平成26年8月	暑い夏、涼しいはずの制汗スプレーが…燃える…?	969
6	こうべ動物館・おしごと調査隊「グリコピア神戸」	1,603	6	平成26年7月	大事にお使いの古い扇風機…そこに潜む危険	46,190
7	生活あんぜん情報 天ぷら油火災	1,258	7	平成25年12月	まさか! ? ボンベのガス抜きを火気の近くで行うと…	1,580
8	区政・戸籍2	1,190	8	平成25年11月	天ぷら油火災 最も安全で確実な消火方法	25,545
9	こうべ動物館・神戸スタイル「神戸野田高校ダンス部」	1,096	9	平成25年11月	絶対にしないと誓ってください! 天ぷら油火災に水を入れると	12,052
10	区政・戸籍1	924	10	平成25年11月	大変! ! おにぎりを電子レンジで過熱しすぎると…!	1,785
			11	平成25年10月	本当に怖い電気火災 トラッキング現象	4,903
			12	平成25年8月	カセットボンベの破裂実験	2,740
			13	平成25年8月	着衣着火は一瞬の出来事…これが表面フラッシュだ!	7,128

ホームページとYouTubeアクセス数

5 今後の展開

テレビ局からは「番組で特集したいので再現実験を行ってほしい」という依頼が増えるとともに新聞紙面に掲載されることが増えました。

市民からは「私のところの扇風機は20年使っているが買い替えた方がいいか」という相談もありました。

この問い合わせ理由は、動画がテレビ局、新聞記事、取り上げられたことで「自分のところはどうか?」といった意識が芽生えたものと思われます。

このように、「観て、知ってもらう」というコンセプトで動画を配信した結果、大きな広報効果が得られるとともに、市民が何に興味を持っているかを把握することにつながっています。

今後、市民の皆様が求めている情報を素早く提供し、誰にでもわかりやすい動画を作成していきたいと思えます。

幼年消防クラブ防火パレードで火災予防!

奈良県広域消防組合高田消防署

当消防署では、春季火災予防運動の一環として、地域住民の方々に防火意識の高揚を図ることを目的に管内のこども園・保育園児を対象とした幼年消防クラブ防火パレードを平成28年3月2日に実施しました。

大和高田市市長を始め各関係機関の協力のもと、火の用心の歌を歌いながら、拍子木を片手に61名の園児が商店街を歩き、また近鉄高田市駅前にて街頭広報を行い、市民に対し火災予防を呼びかけました。



3・11避難誘導訓練を実施

～災害体験を次世代に継承し防災を忘災にしない為に～

田川地区消防本部

平成23年3・11「東日本大震災」から5年、被災地をはじめ全国で追悼行事や防災訓練が行われる中、田川地区消防本部では、平成28年3月11日に福岡県田川郡大任町において、中学生や地元住民の安全避難を最優先に考えた「3・11避難誘導訓練」を実施しました。

訓練には大任町議会議員の皆様も地元の方々の誘導を行いました。

訓練に参加した大任中学校2年生の坂木くんは「こんな訓練は初めてでしたが、大切な訓練だと思いました」と若い世代に自助・共助の精神を伝えるものとなりました。



消防通信 望楼 ぼうろう

東京電力洞道災害初動対応合同訓練実施!

三郷市消防本部

平成28年3月3日、東京電力(株)川口支社と市内の地下を通る洞道において合同消防訓練を実施しました。

訓練内容は、情報連絡訓練と救出救助訓練を行い、情報連絡訓練では火災発生時の初期初動対応として、災害情報の収集と情報共有の連絡体制を双方が確認しました。

救出救助訓練では、洞道内の深さ15mの洞低からの救出方法と電力会社との連携方法の確認を行い、また、消防救急無線のデジタル化後の訓練であり、無線運用方法



などの確認を併せて行いました。

アルキルアルミニウム類の消火実験を実施!

湖南広域消防局

平成28年2月3日、消防訓練センターで管内事業所の京セラ株式会社滋賀野洲工場と合同で、危険物第3類アルキルアルミニウム類の消火実験を実施しました。

実験では、アルキルアルミニウム類火災抑制剤やパーライトでの消火実験、水を投入した場合の反応を確認し、現場活動での留意点などに関し、意見交換を行いました。

今回の実験で得た知識を組織全体で共有し、今後の現場活動に役立てます。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

平成28年度 消防大学校フォーラム及び特別講習会の開催

消防大学校では、警防業務の指導・監督者に対し、業務に必要な知識及び能力を修得させ、教育指導者としての資質を向上させることを目的とした特別講習会を実施しています。

平成27年度は、688名の消防職員が受講し、本講習会が有益であったとの意見が多く寄せられました。

平成28年度は、オリンピック・パラリンピック東京大会を始め、大規模イベント開催を控えた対応を強化するため、多数傷病者対応力の向上等を主眼とした講義で

構成して開催いたします。

また、平成28年度から、消防における重要課題への取組に寄与することを目的に、消防大学校フォーラムを開催することとし、今年度は、特別講習会と合わせ静岡会場にて開催いたします。

開催に関する実施詳細や受講要領は、各都道府県消防防災主管課へ発出している通知のほか、消防大学校ホームページをご確認ください。

1 平成28年度 特別講習会 開催日及び開催場所

開催日	開催場所	定員
平成28年7月7日	岩手県会場（岩手県産業文化センター）	200名
平成28年8月19日	静岡県会場（静岡市商工会議所）	//
平成28年11月18日	熊本県会場（熊本市消防局防災センター）	150名
平成29年2月10日	神奈川県会場（横浜市消防局市民防災センター）	200名

※ 熊本県会場は、日程変更の可能性あります。

2 予定している内容

(1) 静岡県会場（消防大学校フォーラム）

講義内容 9:00～17:30		講師
○ 消防大学校長あいさつ		
第一部 9:05～15:40	○ 多数傷病者対応	消防大学校 教務部助教授
	○ NBC対応	//
	○ 職員の受傷事故事例	消防大学校 教務部教授
	○ 大規模災害時の安全管理 （緊急消防援助隊の活動事例）	//
第二部 16:00～17:25	○ <特別講演> 消防における人材育成（仮題）	消防大学校客員教授 昭和女子大学大学院教授 山崎 洋史
○ 閉会のあいさつ		

(2) 静岡県会場以外

講義内容 9:00～17:00		講師
○ 多数傷病者対応		消防大学校 教務部助教授
○ NBC対応		//
○ 職員の受傷事故事例		消防大学校 教務部教授
○ 大規模災害時の安全管理（緊急消防援助隊の活動事例）		//

（参考）平成27年度 特別講習会 開催結果<受講者数688名>

・秋田県（7/2 200名） ・石川県（8/21 192名） ・大分県（11/20 148名）
・沖縄県（2/5 148名）

問い合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL: 0422-46-1712

消防研修第99号（特集：住宅防火）の発行

消防大学校では、消防本部等における消防防災体制の強化のための知識・技術の向上に資するために、消防研修を昭和40年（1965年）10月に創刊、毎年2回発行し、都道府県、消防学校、消防本部等に配布しています。

消防研修第99号では、火災予防行政の重要な柱である「住宅防火」をテーマに特集しました。

住宅火災の件数は、平成17年以降年々減少し、死者数についても、過去最高を記録した平成17年から各消防本部の積極的な取組等により、2割近く減少していますが、今なお、放火を除いた建物火災件数の約半数を占め、放火自殺者等を除く死者数については約9割に及んでおり、「住宅防火」は、火災予防行政における重要な課題であることには変わりありません。

消防研修誌において住宅防火を特集テーマとして取り上げたのは、平成4年3月消防研修第51号（特集テーマ：住宅防火対策の推進）以来であり、今後、都市を中心に、高齢者世帯が一層増加してくることを考慮すると、高齢者世帯における住宅防火対策を更に推進する必要があります。

今回の消防研修では、こうしたことから「住宅防火」を特集し、改めて現状や課題を分析していただくとともに、施策や取組事例を多角的に解説していただきました。

消防研修第99号は、消防大学校ホームページにも掲載していますので、ご一読いただき、今後の消防本部等での住宅防火対策の充実強化や研究の推進に活かしていただくことを期待します。

消防研修第99号（特集：住宅防火）の主な掲載内容

- 住宅防火対策を取り巻く現状について
消防庁予防課長 鈴木 康幸
- 住宅火災の現状について
消防庁予防課予防係
- 住宅用火災警報器設置対策基本方針の改正の概要
消防庁予防課予防係 森野 茂樹
- 住宅用太陽光発電システムの火災
消防研究センター技術研究部 大規模火災研究室長 田村 裕之
- 成熟化社会の住宅火災
消防研究センター技術研究部 主任研究官 鈴木 恵子
- 住宅の防火対策について
国土交通省住宅局建築指導課
- 超高齢社会を見すえた住宅防火対策のありかた
東京理科大学大学院国際火災科学研究科 教授 関澤 愛
- 住宅用火災警報器の設置・維持管理・交換の取組み
（一社）日本火災報知機工業会住宅防火推進特別委員会委員長 阿久津 昌司
- 住宅用消火器の普及促進について
（一社）日本消火器工業会 和田 洋一
- 住宅火災から身を守る防災品
（公財）日本防災協会常務理事 鷲坂 長美
- 住宅火災の防止に向けた取組み ～火災分析を踏まえた効果的な情報発信～
札幌市消防局予防部予防課
- 住宅火災における高齢者の被害低減対策について
（第12期東京都住宅防火対策推進協議会報告書概要）
東京消防庁防災部防災安全課
- 京都市における住宅防火対策の現状
京都市消防局
- 鹿児島市消防局における住宅防火の取組 ～安心安全マイホームの推進事業～
鹿児島市消防局予防課主幹 波戸上 修一
- 長島町消防団における住宅防火の取組
鹿児島県長島町総務課消防防災係 北村 昭光
- 消防大学校における住宅防火に関する講義について
消防大学校

問合わせ先

消防大学校調査研究部 奥富
TEL: 0422-46-1713



最近の報道発表 (平成28年3月24日～平成28年4月22日)

<総務課>

28.4.9	<u>第26回危険業務従事者叙勲 (消防関係)</u>	第26回危険業務従事者叙勲 (消防関係) 受章者は、643名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章 345名 瑞宝単光章 298名
--------	-----------------------------	---

<救急企画室>

28.3.29	<u>「平成27年の救急出動件数等 (速報)」の公表</u>	平成27年中の救急出動件数等の速報を取りまとめましたので公表します。
28.3.29	<u>「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」の公表</u>	救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化の進展等を背景に救急需要の増大が予想される中、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくための方策を検討することを目的に、消防庁では昨年度に引き続き「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

<予防課>

28.3.31	<u>「蓄電池設備技術基準検討部会報告書」の公表</u>	消防庁では、蓄電池設備に関する規制の合理化を図るため、「蓄電池設備技術基準検討部会」を開催し、消防法に基づく省令の見直しに向けた検討を行ってきました。この度、報告書が取りまとめられましたので公表いたします。
---------	------------------------------	---

<危険物保安室>

28.3.29	<u>「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書」の公表</u>	消防庁では今年度、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や、消防活動阻害性を有するおそれのある物質について調査検討を行ってきました。このたび、調査検討の結果がまとまりましたので、報告書を公表します。
28.3.25	<u>「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する報告書」の公表</u>	消防庁では、中山間地域等における給油取扱所の現状を踏まえ、呼び出しに応じて給油等を行う場合 (※「呼び出しに応じて給油等を行う場合」とは、通常は給油取扱所に常駐している従業員 (危険物取扱者) が、例外的に給油取扱所の隣接店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所に移動して給油又は注油する場合をいう。) の安全確保策のあり方について検討会を開催し、検討を行ってきました。このたび、検討結果がまとまりましたので、報告書を公表します。

<広域応援室>

28.4.11	<u>緊急消防援助隊の登録隊数 (平成28年4月1日現在)</u>	平成28年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録数は、726 消防本部の5,301 隊 (重複登録を除く。) となり、平成27年4月1日の登録数 (4,984 隊) より317 隊増加しました。大規模・特殊災害等に備え、引き続き、緊急消防援助隊の充実・強化を進めてまいります。
28.3.29	<u>「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の策定</u>	緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため創設されました。今般、広範囲に著しい被害の発生が想定されている南海トラフ地震の発生時においても、全国規模の緊急消防援助隊の運用が迅速かつ的確に行えるよう、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定しましたので、公表します。

<防災情報室>

28.3.29	<u>「119番通報の多様化に関する検討会中間報告」の公表</u>	「119番通報の多様化に関する検討会」(座長 加納貞彦早稲田大学名誉教授) は、音声によらない119番通報技術の検討を行い、中間報告を取りまとめましたので公表します。
28.3.24	<u>試験用全国版避難支援アプリの機能試験結果報告書の公表</u>	消防庁では、今年度から、特に地理に不案内な来訪者等に対し、災害種別に応じて避難行動を支援することができる「全国版避難支援アプリ」の整備に向けた検討を行っています。この度、アプリに求められる機能や実装する上での課題を明らかにするために、試験用のアプリの機能試験を実施し、その結果について取りまとめましたので公表いたします。



最近の通知 ((平成28年3月24日～平成28年4月22日))

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成28年4月21日	関係都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課 消防庁国民保護・防災 部地域防災室	熊本県熊本地方を震源とする地震に係る救助活動等に従事した消防職団員の惨事ストレス対策等について
事務連絡	平成28年4月19日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課 消防庁国民保護・防災 部地域防災室	緊急時メンタルサポートチームに関する参考資料の送付について
事務連絡	平成28年4月19日	各都道府県消防防災主管課	消防庁救急企画室	避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防について
事務連絡	平成28年4月18日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	救急救命士の特定行為の取扱いについて
消防予第106号	平成28年4月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	イベント民泊における防火安全対策の推進について
消防情第96号	平成28年4月1日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災 部防災情報室長	災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について
事務連絡	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課長	再任用制度の運用等に係る調査結果について
消防消第63号	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管部局長	消防庁消防・救急課長	「警防活動時等における安全管理マニュアル」及び「訓練時における安全管理マニュアル」の一部改正について
消防救第39号	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組について
消防救第38号	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の一部改正について
消防救第34号 医政発0331第48号	平成28年3月31日	各都道府県知事 (消防防災主管部局、衛生主管部局 扱い)	消防庁次長 厚生労働省医政局長	転院搬送における救急車の適正利用の推進について
消防救第32号	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主幹部(局)長	消防庁救急企画室長	救急安心センター事業(7119)の更なる取組の推進について(通知)
消防予第104号	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(通知)
消防予第100号	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)
事務連絡	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「蓄電池設備技術基準検討部会報告書」の送付について(情報提供)
消防予第99号	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について(通知)
消防広第81号	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令市消防長	消防庁広域応援室長	自衛隊航空機等による消防車両の輸送時における留意事項について
消防広第77号	平成28年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部 広域応援室長	緊急消防援助隊に係る受援計画について(通知)
事務連絡	平成28年3月30日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「民泊サービス」を提供する場合の注意喚起リーフレットの送付について
消防広第80号	平成28年3月30日	各都道府県知事 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁長官	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について(通知)
消防広第69号	平成28年3月29日	各都道府県知事 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁長官	南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの策定について(通知)
消防危第52号	平成28年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	準特定屋外タンク貯蔵所及び浮き屋根を有する屋外タンク貯蔵所の耐震基準適合の徹底について
消防危第45号	平成28年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物等に係る事故防止対策の推進について
消防予第89号	平成28年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成28年度違反是正推進に係る弁護士相談事業の実施について(通知)
消防予第88号	平成28年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件等の公布について(通知)
事務連絡	平成28年3月25日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について
消防危第44号	平成28年3月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について

広報テーマ

5 月		6 月	
①住宅用火災警報器の普及促進	予防課 防災課 防災課	①危険物安全週間	危険物保安室 防災課 国民保護室
②風水害への備え		②津波による被害の防止	
③e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ		③全国防災・危機管理トップセミナー	



風水害に対する備え

防災課

我が国では毎年、台風や梅雨前線などの影響により多量の降雨があり、各地で洪水や土砂災害が発生しています。昨年は、気象庁が「平成27年9月関東・東北豪雨」と命名した、9月9日から11日に関東地方及び東北地方で発生した豪雨など、甚大な被害が発生しました。

洪水

流域に降った大量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、流域では大規模な洪水被害が発生します。また近年、短期間に局地的に激しい雨が降り注ぎ、山間部や都市部の中小河川に一気に流れ込み、平常時には川遊びができるような穏やかな河川が増水して勢いを増し、氾濫して流域に甚大な被害をもたらす事例が各地で発生しています。

平成27年9月に発生した台風18号では、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となりました。特に、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、「平成27年9月関東・東北豪雨」と命名されました。この豪雨により、鬼怒川（茨城県常総市）、渋井川（宮城県大崎市）では、堤防が決壊して洪水が発生し、住家や道路等の被害が多数発生しました。この台風による人的被害は、死者8人（宮城県2人、茨城県3人、栃木県3人）負傷者80人（平成28年4月現在）となっています。

茨城県、宮城県から緊急消防援助隊の要請が行われ、9月10日から17日までの8日間で、のべ572隊2,246人が救助活動等を行いました。

土砂災害

大雨により、地中に含まれる水の量が多くなると土砂

災害が発生しやすくなります。大雨のときには、土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害に厳重に警戒する必要があります。

平成26年8月には、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨となり、広島県広島市安佐北区三入で1時間降水量101.0mm、3時間降水量217.5mmを観測するなど観測史上最大の値を記録しました。

この大雨により、広島県広島市で土砂災害が発生し、人的被害は死者76人（広島市安佐南区70人、安佐北区6人）、負傷者68人（平成27年12月現在）となっているほか、土砂災害による住家や道路等の被害が多数発生しました。

局地的な大雨による災害

近年は、短時間強雨の回数が増加傾向にあり、短時間に局地的に非常に激しい雨が降ることで中小河川の急な増水、アンダーパス*の浸水等を引き起こし、被害を生じさせる事例が多く発生しています。

※アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分をいいます。周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっています。

早めの避難が命を救う

風水害による人的被害を減らすには、早めの避難が欠かせません。市町村から避難勧告・指示などの発令があった場合は、すぐに安全な場所に避難しましょう。また、気象情報や市町村からの情報等をチェックし、少しでも危険と思われる場合は速やかに避難することが重要です。

また、気象庁は平成25年から「特別警報」を運用し



ています。従来の警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。特別警報の伝達方法としては、気象庁が自ら周知の措置をとるほか、消防庁の全国瞬時警報システム（Jアラート）により地方自治体等に配信され、当該自治体等の防災機関の通信網を活用し、住民に伝達する体制がとられています。あわせて、報道機関の協力を得るなど様々な方法で周知に努めています。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難勧告・指示などの情報に留意し、直ちに命を守るための行動をとってください。

そのためには、日頃から避難場所の位置やそこまでの道筋を確認しておくことが重要となります。

また、危険が迫る前に避難を完了しておくことが一番ですが、暗い時間帯や、強い雨の中を避難をしなければならぬ場合も考えられます。浸水等により避難場所ま

での歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅の上層階で山からできるだけ離れた部屋や近隣の堅牢な建物などへ緊急的に避難するなど、臨機応変な対応をとる必要があります。

災害による被害を減らすためにできること

災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民の皆さん一人ひとりが災害に対して日頃から備えておくことが必要です。

また、災害時の避難において支援を要する方々が迅速・安全に避難できるように、いざという時に誰が支援し、どの段階でどうやって避難するかなど、具体的な避難支援計画を定めておくことが重要です。

都道府県や市町村では、総合防災訓練や防災に関する講演会・展示などのイベントを実施しています。また、地域の自主防災組織でも防災訓練が実施されていますので、こうしたイベントや訓練に是非参加して、いざという時に取るべき行動などを今一度確認してみてください。

※国土交通省提供



平成27年9月の台風18号等による浸水被害
(茨城県常総市)

※内閣府提供



平成26年8月の広島市土砂災害

問い合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課 吉野、石井
TEL: 03-5253-7525



e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ

防災課

消防庁では、インターネット上で、いつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習できる防災・危機管理e-カレッジを運用しております。

なお、昨年度は「救急隊員教育用動画教材」及び「救急業務における通信司令員の役割」のコンテンツを追加しております。

【スマートフォン版】



【PC版】



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 渡部
TEL: 03-5253-7561

消しましょう その火その時 その場所で

2016年度 全国統一防火標語

平祐奈

一般社団法人日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2016年2月1日現在)

あいおいニッセイ同和損保/アイベツ損保/アクサ損保/朝日火災/アニコム損保/イーデザイン損保/エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/
共栄火災/ジェイアイ/セコム損害保険/セノン自動車火災/ソニー損保/損保ジャパン日本興亜/そんほ24/大同火災/東京海上日動/
トア再保険/日新火災/日本地震/日立キャピタル損保/富士火災/三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保

損害保険に関するお困りごとは ☎0570-022808 (そんほADRセンター)



火災に備えるはー?
損害保険トータルプランナーは、火災などのリスクコンサルティングスキルを習得した、損保協会が実施する専業人員格の最高峰です。

後援: 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
住宅用火災警報器を設置しましょう。